

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本市は、『小田原市歴史的風致維持向上計画』（計画期間：平成23年度（2011）～令和2年度（2020））に基づき、歴史的風致形成建造物の指定、清閑亭せいかんていや松永記念館まつながきねんかん等の歴史的建造物の整備、銀座・竹の花ぎんざ たけ はな周辺地区やかまぼこ通り周辺地区における修景整備等によるまち並み環境の向上、職人育成に係る研修など、10年間にわたり歴史的風致の維持向上に取り組んできた。

その結果、小田原城や市内の歴史的風致形成建造物などの入込観光客数は計画策定当初と比べ約1.2倍に増加し、かまぼこ通り周辺地区では地元協議会との連携により、地区内の小田原宿なりわい交流館の入館者数が1.6倍以上となる等の成果が上がってきた。

しかし、歴史的風致形成建造物の指定等が進んだことから、持続的な保存活用を促す仕組みについては、さらなる取組が必要となっている。また、かまぼこ通り周辺地区については、歴史まちづくりの効果が表れる一方で、板橋いたばし・南町みなみちょうや早川の周辺については、官民連携による歴史まちづくりの展開が十分ではない。

(1) 歴史的風致の核となる建造物の保存活用に関する課題

本市は、明治35年（1902）の大海嘯だいかいしゅう（高波）や大正12年（1923）の関東大震災などの度重なる自然災害に加え、昭和20年（1945）のアジア・太平洋戦争終戦日未明に受けた空襲によって、多くの歴史的価値の高い建造物が失われた。

このような中でも、本市には明治以降の政財界人により建設された別邸等が多く残っており、歴史的価値が特に高いと認められる建造物を公有化して保存する一方、民間が所有する建造物については、現状把握や文化財の指定、歴史的風致形成建造物の指定等を通じ、その保存活用に努めてきたところである。しかし、50年以上の歴史を有する建造物は総体として減少傾向にあり、このような中で伝統工法や一時代の特徴を色濃く残した建造物を含めた歴史的建造物の現状はなお十分に把握できているとはい



3-1 大海嘯（高波）で押しつぶされた古新宿の家々（現、浜町付近）

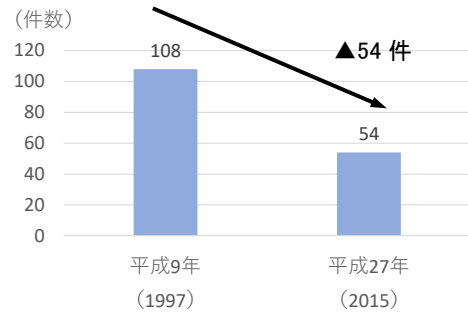


3-2 関東大震災直後の国道1号

えない。

民間所有の商家や町家などの歴史的建造物は、所有者の高齢化や後継者不足、維持管理費の負担等が要因で維持が困難となり、滅失が進んでいる。

また、多くの歴史的建造物は、その保存活用を進めていくため用途の変更や増改築を行おうとする際に、既存不適格となっている建築基準法の規定が遡及適用され、歴史的価値を残した改修ができないなど、活用が進まない要因となっている。



3-3 旧城下町・板橋等での歴史的建築物の推移

(2) 歴史的風致の残る街なみの環境整備に関する課題

戦国時代、関東最大の城下町として、また江戸時代には東海道随一の宿場町として栄えた本市には、江戸時代以来のまち割りや旧東海道の風情など良好な市街地環境が残され、特徴的な景観が形成されている。しかし、小田原城^{そうがまえ}総構に囲まれた旧城下町、旧東海道や旧甲州道の沿道などでは、歴史的建造物が滅失した跡地が中高層マンションや駐車場として転用され、さらには周辺のまち並みと調和しない店舗や看板類の増加、電線や電柱による景観の阻害が見られ、歴史的な景観が失われつつある。また、古くは武家居住地などであった比較的大きな区画を有した住宅地においては、相続や維持管理費の増大などに起因し、区画が細分化され宅地分譲されるなど、旧来のまち割りが失われつつある地区も存在する。

このような状況に対し、歴史的な景観が残されている一部の地域においては、景観計画重点区域の指定によるきめ細やかな景観誘導や、歴史的な景観の向上を図るための修景整備事業等を進めてきたが、これらの取組と連動した、一体的な景観形成は十分ではない。また、歴史的な景観は残されているが、景観計画重点区域の指定など、保全するための対策を講じる必要がある地域も存在している。

さらに、歴史的資源はまちなかに点として存在していることから、歴史的な風情や佇まいを感じにくい状況にあり、その歴史的資源を浮かび上がらせるような十分な周辺環境が整えられていない。かまぼこ通りや西海子^{さいかいちこうじ}小路などの群として感じられる歴史的資源が残るまち並みにおいても、市民や観光客が期待する歴史的風致が感じられるような連続性がなく、小田原の魅力が面として感じにくいことから、歴史的な風情や佇まいが十分に引き立てられていない。

(3) 歴史・伝統を反映した人々の活動に関する課題

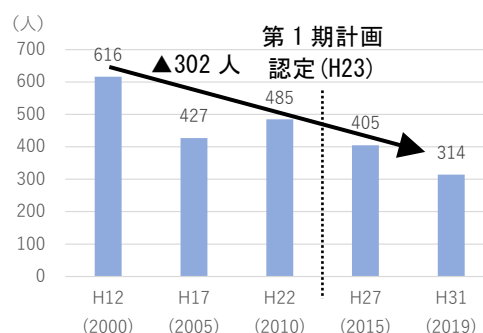
小田原には、江戸時代から受け継がれている旧城下町の松原神社等まつばらじんじやにおける神輿渡御などの伝統行事や、小田原囃子おだわらばやしなどの民俗芸能が地域に息づいている。

しかし、未指定の無形の民俗文化財は、少子高齢化が進むことで担い手が減少し、口伝継承が途絶える恐れがあるなど、保存・継承が困難になっているものもあり、保存活用の

措置が十分とはいえない。旧城下町における祭礼などの保存・継承については、マンション等の建設増加による地域外からの人口増加等に伴う地域コミュニティの希薄化や伝統的な民俗芸能に対する関心の低下への対応が十分とはいえない。

伝統的な産業としては、蒲鉾かまぼこや干物などの水産業、小田原漆器などの木工業、梅や柑橘栽培などの農業が現在も受け継がれている。

しかし、後継者の確保や技術の継承、販路開拓などへの対応が十分とはいえない。



3-4 木工業従業者数の推移^{*1}

^{*1} 『小田原地方木製品製造業経営課題等把握事業報告書』を基に作成した

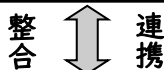
2 既存計画との関係

本市では、最上位計画である第6次小田原市総合計画『2030 ロードマップ 1.0』に即して『小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）』を推進している。小田原市歴史的風致維持向上計画の推進にあたっては、都市行政として策定した『小田原市都市計画マスタープラン』や『小田原市景観計画』、文化財行政として策定した『史跡^{おだわら}小田原^{じょうあと}城跡保存活用計画』、農林業行政として策定した『小田原農業振興地域整備計画』等と連携、調整を図っている。また、本市独自の歴史まちづくりを推進するためとりまとめた『歴史的建造物利活用エリアコーディネートプラン』、『小田原市歴史的建造物利活用計画』と連携、調整しながら、小田原固有の歴史的風致の維持向上を図るものとする。

第6次小田原市総合計画「2030 ロードマップ 1.0」
令和3年度(2021)策定／計画期間 令和4年度(2022)～令和12年度(2030)



小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）
(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条)
令和3年(2021)



<都市計画に関する計画>

- 小田原市景観計画 【令和 5年(2023)】
- 小田原市都市計画マスタープラン 【令和 5年(2023)】
- 小田原市低炭素都市づくり計画 【平成 26年(2014)】
- 小田原市立地適正化計画 【令和 5年(2023)】

<文化財・文化振興に関する計画>

- 小田原市文化振興ビジョン 【平成 24年(2012)】
- 史跡小田原城跡保存活用計画 【令和 3年(2021)】
- 小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画 【令和 4年(2022)】

<歴史的建造物利活用に関する計画>

- 歴史的建造物利活用エリアコーディネートプラン 【平成 31年(2019)】
- 小田原市歴史的建造物利活用計画 【令和 2年(2020)】

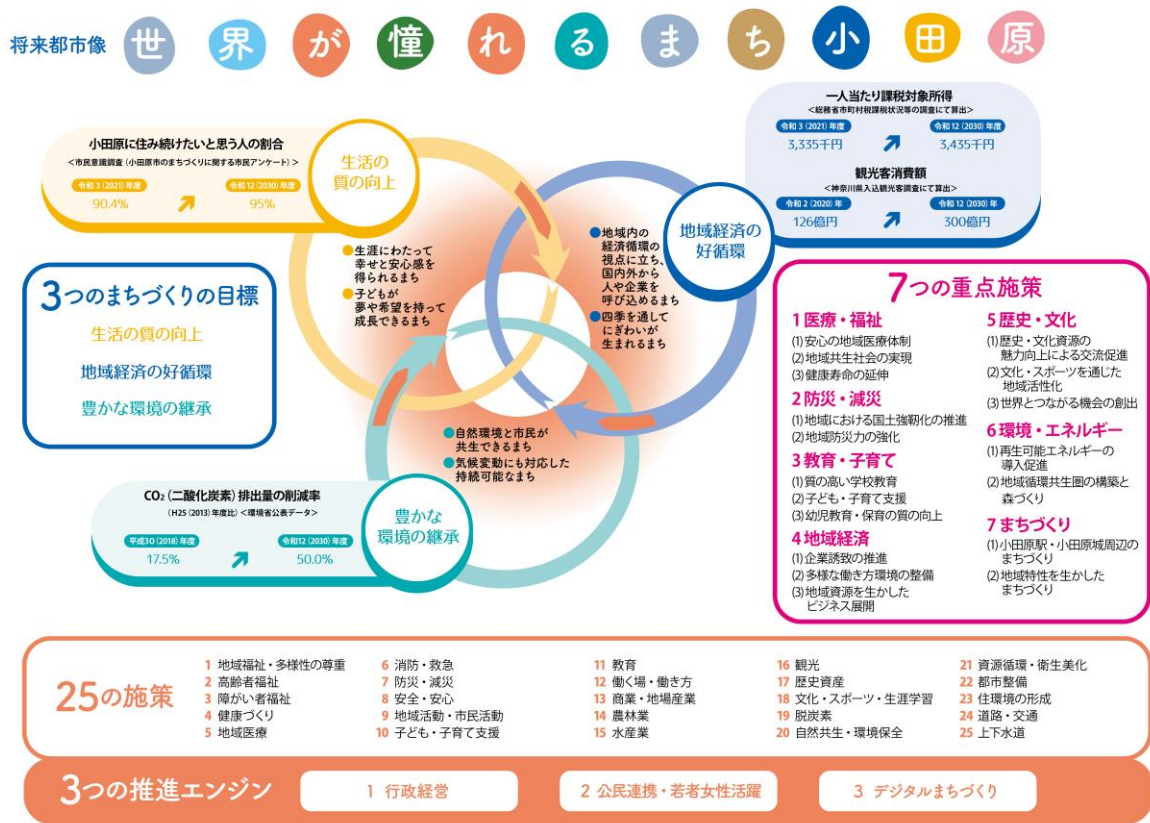
<その他の関連計画>

- 小田原市地域経済振興戦略ビジョン 【令和 5年(2023)】
- 小田原市観光戦略ビジョン 【令和 5年(2023)】
- おだわらみどりの創生プラン 【平成 28年(2016)】
- 小田原農業振興地域整備計画 【平成 29年(2017)】
- 小田原市森林整備計画書 【平成 30年(2018)】
- 小田原市農業振興計画 【令和 3年(2021)】
- おだわら森林ビジョン 【令和 3年(2021)】

(1) 2030 ロードマップ 1.0 (第6次小田原市総合計画)

本計画は、本市の最上位計画として、総合的かつ計画的な行政運営を図ることを目的に、令和12年度(2030)を目標年度と定めた計画であり、全ての市民が安心して快適に暮らし続けることができる「世界が憧れるまち“小田原”」の実現に向けた本市の指針である。

将来都市像である「世界が憧れるまち“小田原”」を実現するため、「豊かな環境の継承」を土台に、「生活の質の向上」と「地域経済の好循環」を具現化することを目標に掲げるとともに、3つの推進エンジンや、7つの重点施策、25の施策を定めている。7つの重点施策には歴史的風致の維持向上に関わる施策である、「歴史・文化資源の魅力向上による交流促進」、「地域特性を生かしたまちづくり」などを掲げている。



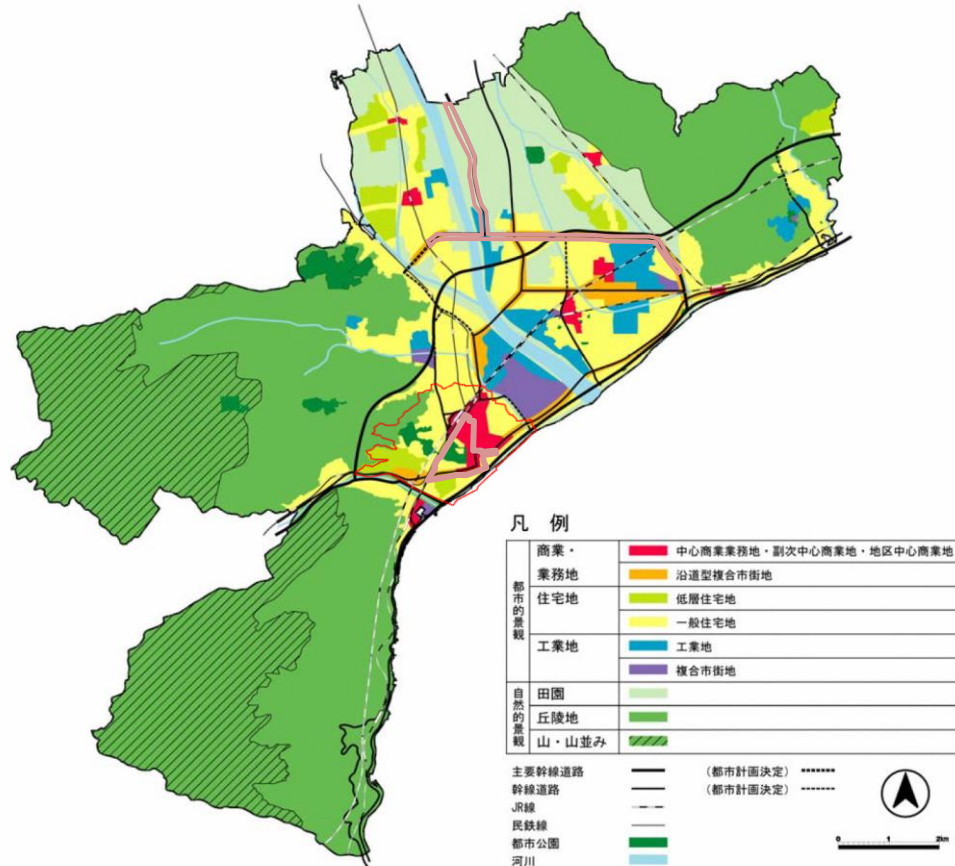
3-6 2030 ロードマップ 1.0 の計画体系図

(2) 小田原市景観計画

本計画は、平成2年（1990）の『小田原市都市景観ガイドプラン』策定、平成5年（1993）の「小田原市都市景観条例」制定等の市独自の景観形成の取組を継続させ、小田原のまちをさらに美しく、快適で個性豊かな都市に育て、次代に引き継いでいくことを目的に、平成17年（2005）に策定した計画である。その後、令和5年（2023）に改定している。

本計画では、3つの景観形成の理念を掲げ、共通・類型別事項・構造別事項の視点から景観形成の基本方針等を示している。その1つとして、「自然や歴史を守り、伝承する」を掲げ、「歴史的・文化的資源や印象的な風景を守る」、構造別で「大規模な緑地・史跡その他文化財の周辺」において、「自然の潤いや歴史的な佇まいを生かすような空間の創出を図る」と示している。

また、小田原の有する貴重な特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成が特に必要とされる区域は、本市の景観形成において先導的な役割を果たすと考えられることから、その地域を景観計画重点区域として指定し、積極的な取組を進めている。現在、本市の景観計画重点区域は拠点型4地区、軸型2地区の6地区を指定し、拠点型4地区では小田原城を中心とする城下町・宿場町の歴史やなりわいを感じることができる景観形成に向けた取組を進めている。

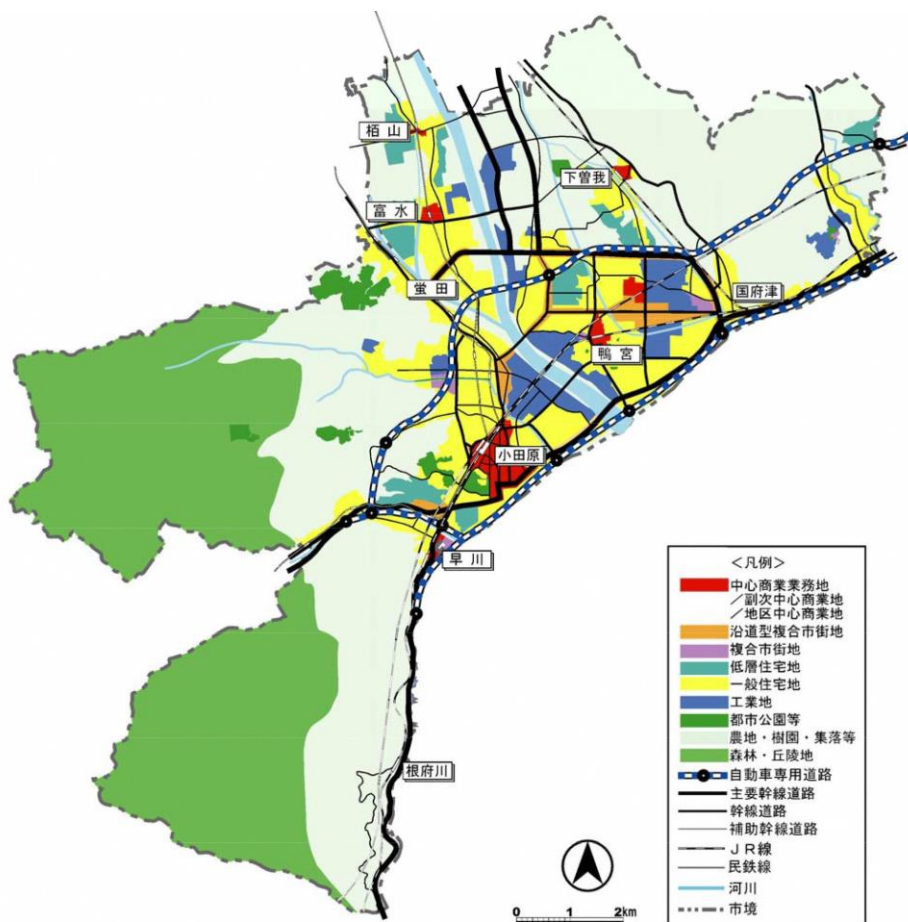


3-7 景観の種類・構造図

(3) 小田原市都市計画マスタープラン

都市計画に関する基本的な方針と地域の将来像を示すことを目的に、計画期間を令和5（2023）年度から令和24（2042）年度までの20年間と定めた計画で、第6次小田原市総合計画と整合を図り、将来都市像として「世界が憧れるまち“小田原”」を掲げている。拠点別の方針として、小田原城周辺は、『史跡小田原城跡保存活用計画』^{おだわらじょうあと}に基づき、御用米曲輪^{ごようまいくるわ}や八幡山古郭^{はちまんやまこかく}・総構^{そうがまえ}などの整備を進め、保存と活用を図りながら、歴史的観光価値の拡大を図り、旧東海道沿線は『歴史的風致維持向上計画』により魅力的なまちづくりを推進するとともに、地域資源を活用したにぎわいの創出と回遊性の向上により、市民と来訪者の交流が盛んに行われる活力ある市街地の形成を図るとしている。

分野別の方針として、「歴史・文化・なりわいを生かしたまちづくりの方針」では、小田原城や別邸建築をはじめとする歴史的・文化的資源を生かしたまちづくりを目指し、歴史的建造物については地域の文化資源として着実に保全するとともに、回遊性を高める観光拠点としての活用を図るとしており、「景観形成の方針」では、小田原城本丸・二の丸や小田原城総構をはじめ、旧東海道沿線などに残された歴史的・文化的資源を生かして、小田原らしい落ち着きと風格があり、魅力的な景観の形成を図るとしている。



3-8 土地利用方針図

(4) 史跡^{お だ わ ら じ ょ う あ と}小田原城跡保存活用計画

本計画は、史跡^{お だ わ ら じ ょ う あ と}小田原城跡の将来に向けた保存活用を図るため、平成30年(2018)から令和3年(2021)にかけて策定した計画である。本市では、『史跡^{お だ わ ら じ ょ う あ と}小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想』(平成4年度(1992))や『史跡^{お だ わ ら じ ょ う あ と は ち ま ん や ま こ かく そ う}小田原城跡八幡山古郭・総^{が ま え}構保存管理計画』(平成21年度(2009))等の計画を推進してきており、これまでの計画を継承しつつ統合して、史跡^{お だ わ ら じ ょ う あ と}小田原城跡全体を包括した内容とし、史跡の保存を前提とした活用に重点を置いた取組方針を示している。

本計画では、史跡指定地に加え、かつての^{お だ わ ら じ ょ う あ と}小田原城跡であった未指定地も対象に、^{お だ わ ら じ ょ う あ と}小田原城跡の保存・管理、活用、整備等の方針が示されている。保存・管理においては、現状変更の考え方が示されているほか、史跡の追加指定や史跡指定地の公有地化の考え方が示されている。活用においては現代技術の活用や民間団体との連携等の考え方、整備においては長期的な整備の考え方などが示されている。

(5) 歴史的建造物利活用エリアコーディネートプラン

本プランは、小田原駅・小田原城周辺に残る旧城下町・旧宿場町ならではの歴史的・文化的資源を磨きあげ、かまぼこ通りや板橋・南町地区への誘客を促進するとともに、小田原漁港、石垣山一夜城まで広がる回遊エリアを創出することで、賑わいと交流を兼ね備えたコンパクトシティの実現を目的に、平成31年(2019)3月に策定したプランである。

本プランでは、板橋旧街道周辺地区、西海子小路周辺地区、かまぼこ通り周辺地区の3つのエリアについて、多様な地域資源を活用したエリア整備の方向性やまちづくりの取組の方針、官民連携による推進体制に向けた基本的な考え方について整理したうえで、エリアの価値を高め、様々な取組を効果的に進めていくための拠点として歴史的建造物を利活用する方針・施策・運営スキームなどについて、あるべき姿を提案している。



3-9 歴史的建造物利活用エリアコーディネートプランの方針図

(6) 小田原市歴史的建造物利活用計画

本計画は、歴史的建造物利活用エリアコーディネートプランの考え方を基に、民有物件を含む7件の歴史的建造物、及び関連性の高い公有地（空地）について、民間事業者による利活用を促進し、維持管理に係る経費を削減することを目的に、課題や活用テーマ、事業イメージ等を検討し、令和2年（2020）3月にとりまとめた計画である。

本計画では、「別邸文化が生まれた背景、地形・歴史・文化が織りなす小田原の豊かさを生かす」ことを基本方針として、「上質な時間と体験」「豊かな暮らし」をキーワードに、3つのエリアの活用テーマを定め、各施設の運営・管理に係る事業スキーム案を示している。

3-10 エリア毎の活用テーマ

エリア名	活用テーマ
板橋旧街道周辺地区	別邸文化に想いを馳せる、上質な時間とサービス
西海子小路周辺地区	探求と発見、上質な空間で小田原に触れ未来を描く
かまぼこ通り周辺地区	新しい拠点と交流、情報の共創

(7) 小田原農業振興地域整備計画

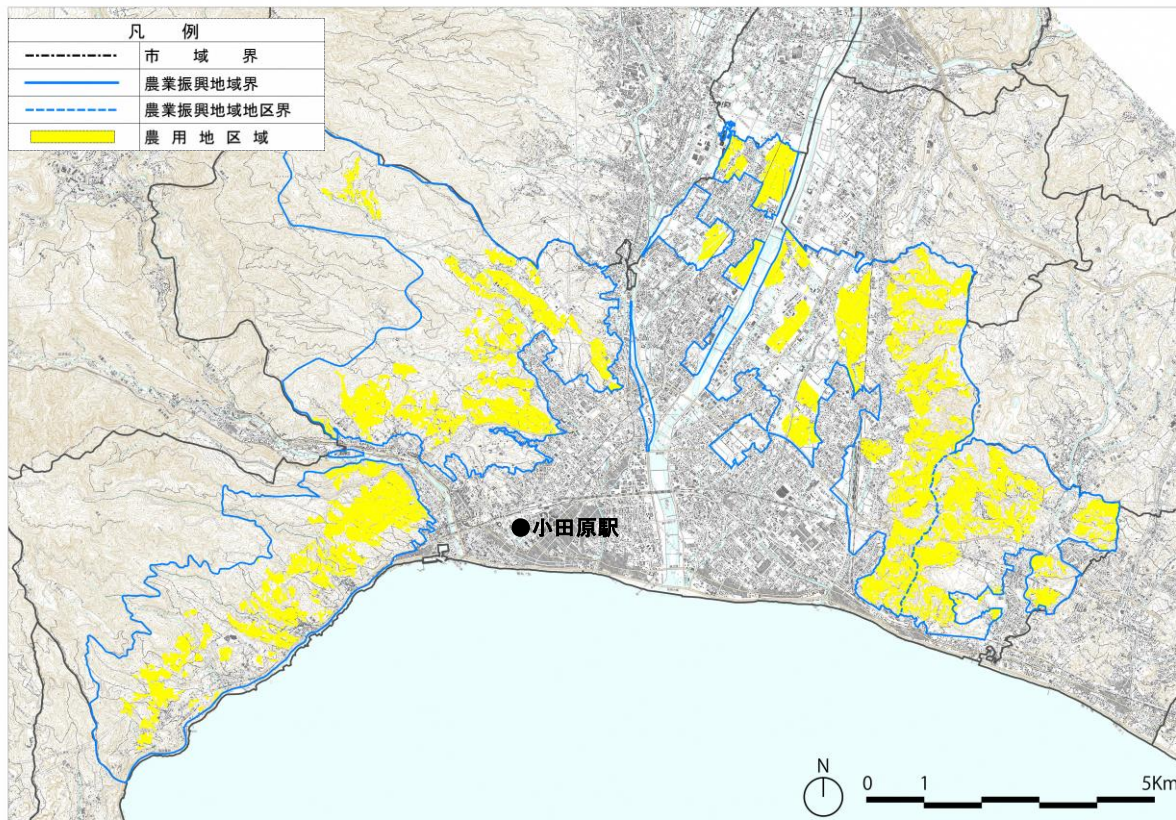
本計画は、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施することを目的に、昭和49年度(1974)に策定された計画である。その後、改定を重ね、直近で平成29年度(2017)に改定された。

本計画では、農用地利用計画、農用地等の保全計画、農業を担うべき者の育成・確保、施設の整備計画等の視点から方針が示されている。

農用地利用計画においては、無秩序な農振除外や農地転用を防止し、ほ場整備事業により整備された優良農地はもとより、農用地区域の適切な維持・保全・管理が示されている。

農用地等の保全計画では、農業委員会や今後設置が検討されている農地利用集積円滑化団体と連携を図りながら集落営農組織、農事組合法人に加え地域の中心となる個別経営体による農作業受委託の推進と利用権設定等による農用地の流動化の促進、既存の農業従事者以外の多様な担い手の活用を図ることが示されている。

農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画においては、担い手不足への対応として、農業以外からの新規参入を含めた新規就農希望者に対する多様な支援が示されている。



3-11 農業振興地域と農用地

3 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

歴史的風致の維持及び向上に関する課題と既存計画との関係を踏まえて本計画の基本方針を以下のとおり定める。

(1) 歴史的風致の核となる建造物の保存活用に関する方針

歴史的風致の核となる建造物のうち、既に文化財の指定などの措置が講じられているものについては、引き続き文化財保護法等に基づき適切な保存活用の措置を講じるとともに、積極的な活用を推進する。また、歴史的風致の核となる未指定の建造物については、本計画に基づく歴史的風致形成建造物の指定を行うことにより、建造物の滅失防止や修理等に対する支援、必要に応じた文化財指定を行うなどの保存活用の措置を講じ、あわせて建造物の積極的な活用を推進する。

加えて、これまで本市が把握できていなかった歴史的建造物をはじめ、歴史的風致を構成する文化財等の総合的な調査に努める。

また、歴史的風致形成建造物に指定した歴史的建造物は、本計画満了後や保存活用の仕組みの構築も見据え、文化財の指定・登録（国指定は除く）や景観重要建造物等の他制度との重複指定を図るなど、持続的な保存活用を目指す。

さらに、歴史的風致形成建造物の保存活用にあたっては、民間活用を促すための歴史的風致維持向上地区計画の導入を通じた用途地域等の緩和を検討するとともに、建築基準法の適用除外を受ける市条例の運用により、官民連携による持続的な取組を目指す。

これらの施策を組み合わせることで、官民連携による取組においても建造物の歴史的・文化的価値が損なわれることのないよう努める。

(2) 歴史的風致の残る街なみの環境整備に関する方針

旧城下町や旧街道筋など歴史の面影が色濃く残る地区などについて、地域住民の理解と協力を得ながら、まち並みの環境整備を進めるとともに、道路や周辺環境についても、本市の持つ歴史や伝統に配慮し、景観を阻害する要因の修景や除却などの整備を進めていく。

また、本市は既に景観条例や屋外広告物条例に基づく良好な景観形成に向けた取組を進めているが、より一層の効果発現を図るため、景観計画重点区域や地区計画制度と環境整備事業を組み合わせ、実効性のあるまち並み形成を図っていく。さらに、案内マップの作成や本市の歴史的な景観に配慮した案内板・説明板の更新など、市民や観光客に分かりやすい周辺環境の整備を進めるとともに、回遊性の向上に努める。

(3) 歴史・伝統を反映した人々の活動に関する方針

小田原に受け継がれてきた祭礼等の伝統行事や民俗芸能、蒲鉾^{かまぼこ}などの水産業や挽物細工・指物細工などの木工業などの伝統産業は、地域に対する愛着と誇りを育み、小田原固有の風情を醸し出している。これらを後世に確実に継承するため、その普及と啓発に努める。

また、受け継がれてきた伝統行事や民俗芸能の実態把握に努め、保存活用を進めるうえでの基礎資料とするとともに、継承に向けた必要な支援を図る。

伝統産業の継承にあたっては、後継者育成や技術の継承、需要・販路の開拓等に長い時間を要することから、産業振興と連携し、持続的に取り組む。

4 計画の実施方法及び実施体制

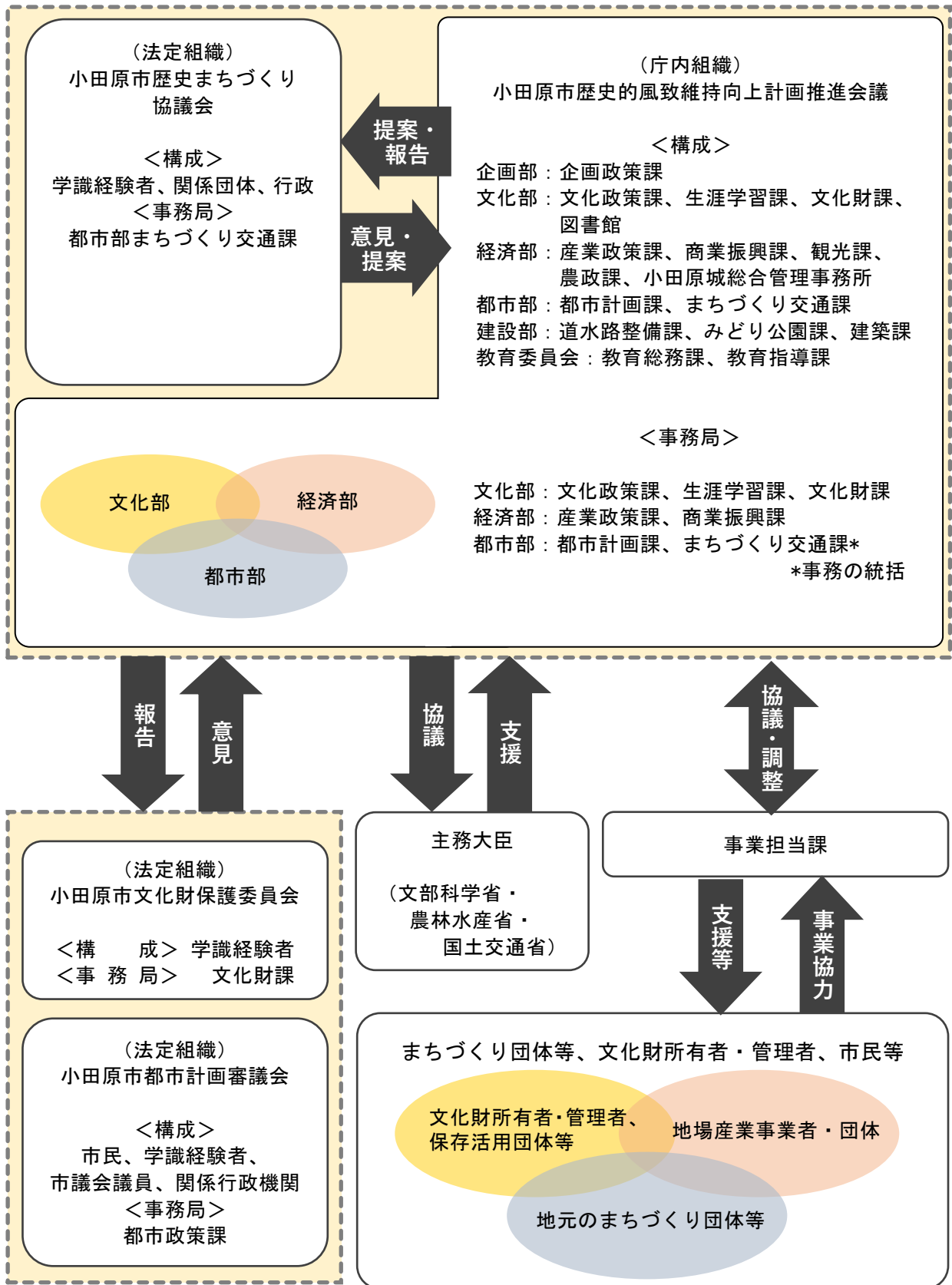
本計画の推進にあたっては、市内部の横断的な体制を整えるとともに、歴史まちづくり法第11条に基づく、外部有識者らで構成する小田原市歴史まちづくり協議会を設置することで、計画的に進捗管理し、推進を図る。

市内部の体制としては、文化部、経済部、都市部の主要課を事務局とし、小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議において、市内部における本計画の進捗管理及び事業推進に係る連絡調整を行う。

小田原市歴史まちづくり協議会は、本計画の円滑な進捗管理・事業推進、計画の作成・変更を担う主体として、歴史的風致の維持向上に資する事業の実施に係る懸案事項、事業の追加などの計画変更に関わる検討事項等を意見・提案し、協議する。また、計画の推進にあたり、必要に応じて小田原市文化財保護委員会や小田原市都市計画審議会にて報告し、意見を求める。

事業の実施にあたっては、事業担当課が関係団体や個人と連携し、国や神奈川県などの関係機関と協議しながら事業を実施する。また、事業の進捗に応じて、新たな事業の提案等を行う。

計画の変更については、事務局が中心となり、必要に応じて小田原市歴史まちづくり協議会における協議、意見公募手続（パブリックコメント）等を行い、変更計画を決定し、3省（文部科学省、農林水産省、国土交通省）への変更認定申請を行う。



3-12 『小田原市歴史的風致維持向上計画』の実施体制図

第4章 重点区域の位置及び区域

1 重点区域の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布

本市の歴史的風致として、小田原旧城下町と祭礼にみる歴史的風致、旧千度小路周辺と早川の水産業にみる歴史的風致、板橋と南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致、早川周辺の木工業にみる歴史的風致、曾我の梅栽培にみる歴史的風致、箱根外輪山東麓の柑橘栽培にみる歴史的風致、栢山と報徳仕法の継承にみる歴史的風致の7つを挙げた。

①小田原旧城下町と祭礼にみる歴史的風致

北条氏の時代を経て発展した小田原城と旧城下町及び宿場町の一帯には、小田原城跡のみならず、歴史的建造物が残っている。旧城下町に鎮座する松原神社・居神社・大稲荷神社の例大祭で氏子が神社神輿や町内神輿を勇壮に担ぐ姿は、歴史的なまち並みとあいまって、小田原城の城下町として栄えた往時の賑わいを感じられる歴史的風致が形成されている。

②旧千度小路周辺と早川の水産業にみる歴史的風致

小田原では、相模湾の海底地形に適した網漁業が江戸時代から盛んで、旧千度小路周辺ではその豊富な漁獲量と宿場町であることを生かし、水産加工品の製造が古くから行われてきた。小田原漁港周辺では漁業やそれにまつわるなりわいが、宿場町の名残を感じさせる出桁造の建物が残る旧千度小路周辺では蒲鉾や干物等の水産加工業が行われ、市民や来訪者が行き交う姿とあいまって賑わいを感じられる歴史的風致が形成されている。

③板橋と南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致

明治期以降、板橋と南町を中心に小田原市内外の政財界の名士が次々と建設した別邸を舞台に、茶の湯をはじめとした別邸文化とも呼ぶべき様々な文化的活動が行われた。北条氏の時代以来、地域に根付いてきた寺院群や小田原用水、近代別邸群など、それぞれの時代の歴史と生活文化が重層的に折り重なる板橋と南町で、別邸文化に由来する営みを現在も形を変えて受け継ぐ歴史的風致が形成されている。

④早川周辺の木工業にみる歴史的風致

早川周辺で誕生したと伝えられる木地挽業は、その後小田原・箱根地方を代表する木工業として発展し、現在まで継承されている。この地域に集積する木工所周辺には街路に響く轆轤の音や削り出された木の香りが漂い、昔と変わらぬ工法と技術で木製品を製作する様子がみられる。木地挽業者の業祖と言われる惟喬親王をお祀りする紀伊神社から頒布された神木の枝が飾られているなど、木工業と木工業に関わる信仰が息

づく歴史的風致が形成されている。

⑤曾我の梅栽培にみる歴史的風致

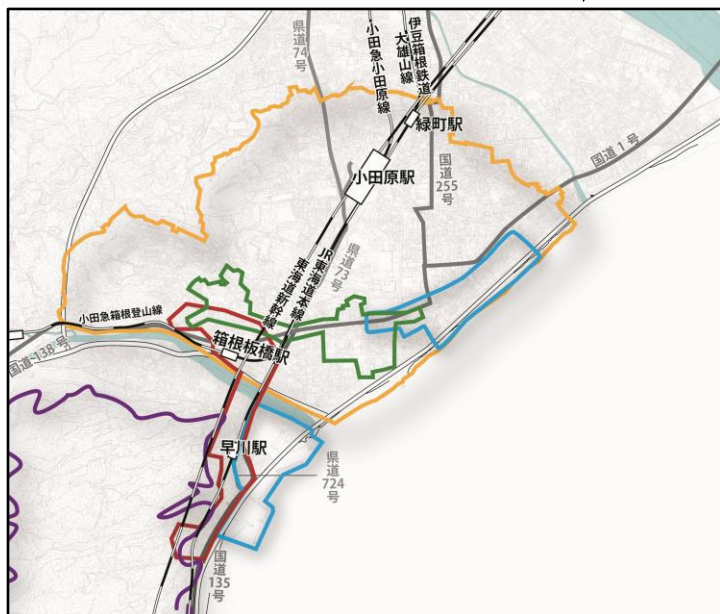
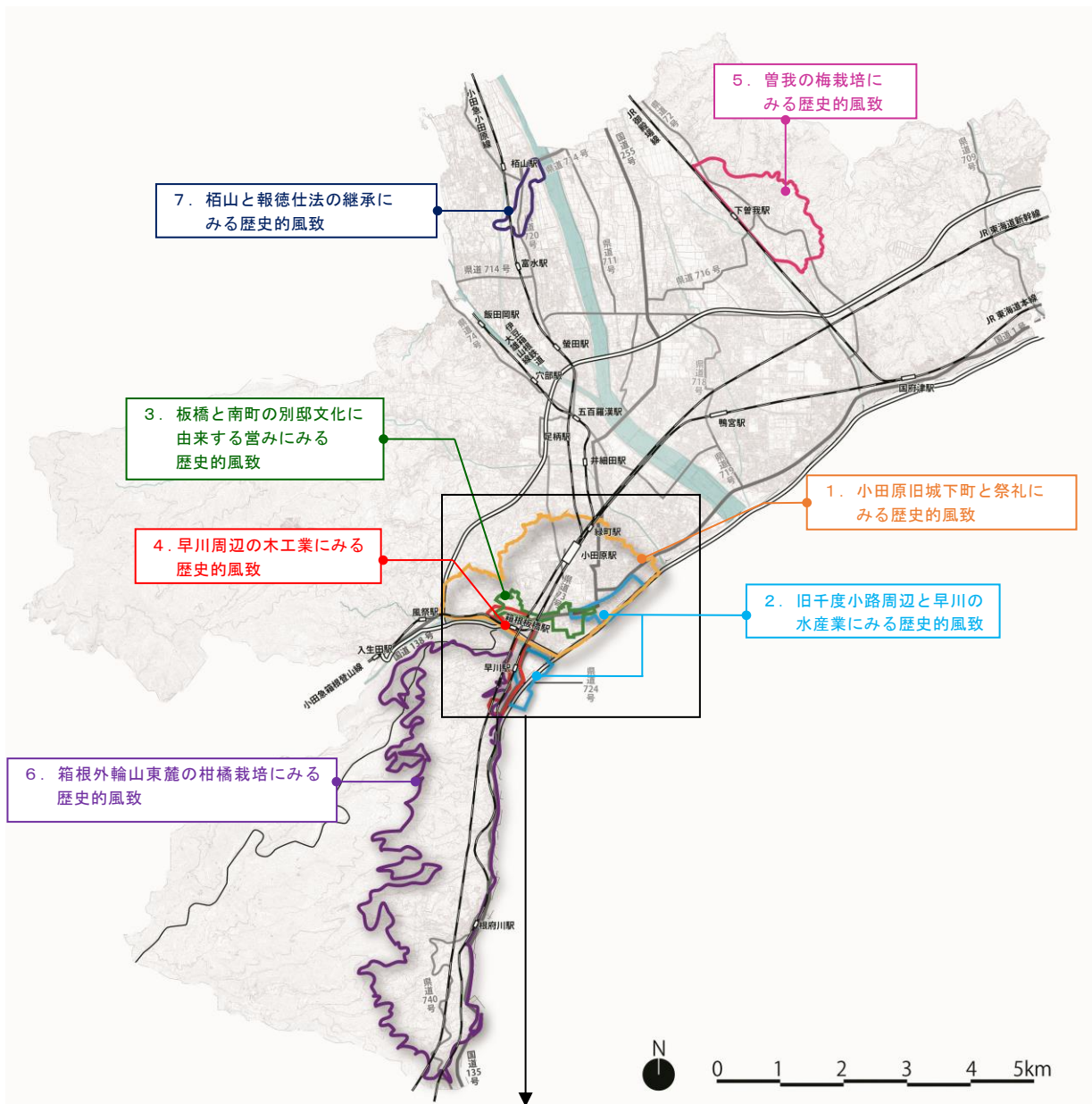
小田原の特産品である梅の栽培の中心地である曾我では、早春の観梅に、初夏に行われる梅の収穫、梅雨明け後の梅の天日干しなど、季節ごとに移り変わる梅の栽培・加工などを見ることができる。石垣や生け垣で囲まれた栽培農家の住宅、宗我神社等の神社仏閣、昔ながらの農村の風情が残る歴史的風致が形成されている。

⑥箱根外輪山東麓の柑橘栽培にみる歴史的風致

小田原では、古くから斜面地を生かして、柑橘類の栽培が行われてきた。特に柑橘栽培が盛んな片浦・早川地域では、急斜面が相模湾に面する地形を活かした石積みの段々畑と、収穫した果実を貯蔵する特色ある外観を有したみかん小屋があいまって、独特な原風景をもつ歴史的風致が形成されている。

⑦栢山と報徳仕法の継承にみる歴史的風致

二宮尊徳にのみやそんとくが生まれ育った栢山かやまでは、尊徳そんとくにより考案された報徳仕法ほうとくしほうの教えが地域の人々に受け継がれ、尊徳そんとくを顕彰し、報徳仕法ほうとくしほうの教えを発信する行事が行われている。二宮尊徳墓碑にのみやそんとくぼひのある善栄寺ぜんえいじでの二宮尊徳先生しのを偲ぶ集いにのみやそんとくせいや二宮尊徳生家かやまでの尊徳祭では、これらの行事において学んだ報徳仕法ほうとくしほうに思いをはせつつ、旧栢山村かやまの中心であった趣のある水路が平行する旧道さかわがわ沿いや酒匂川さかわがわ沿い、田園内にある尊徳そんとくの業績を伝える石碑群などを巡ることを通して、尊徳そんとくの思想と業績の原点を伝える歴史的風致が形成されている。



* 小田原駅周辺は、複数の歴史的風致が重層していることから、拡大図を示している

4-1 本市の歴史的風致の分布

(2) 重点区域の位置

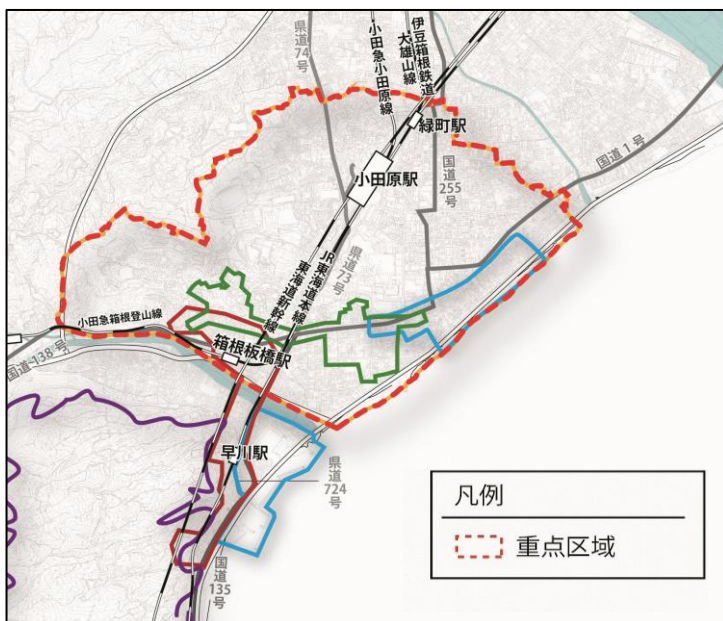
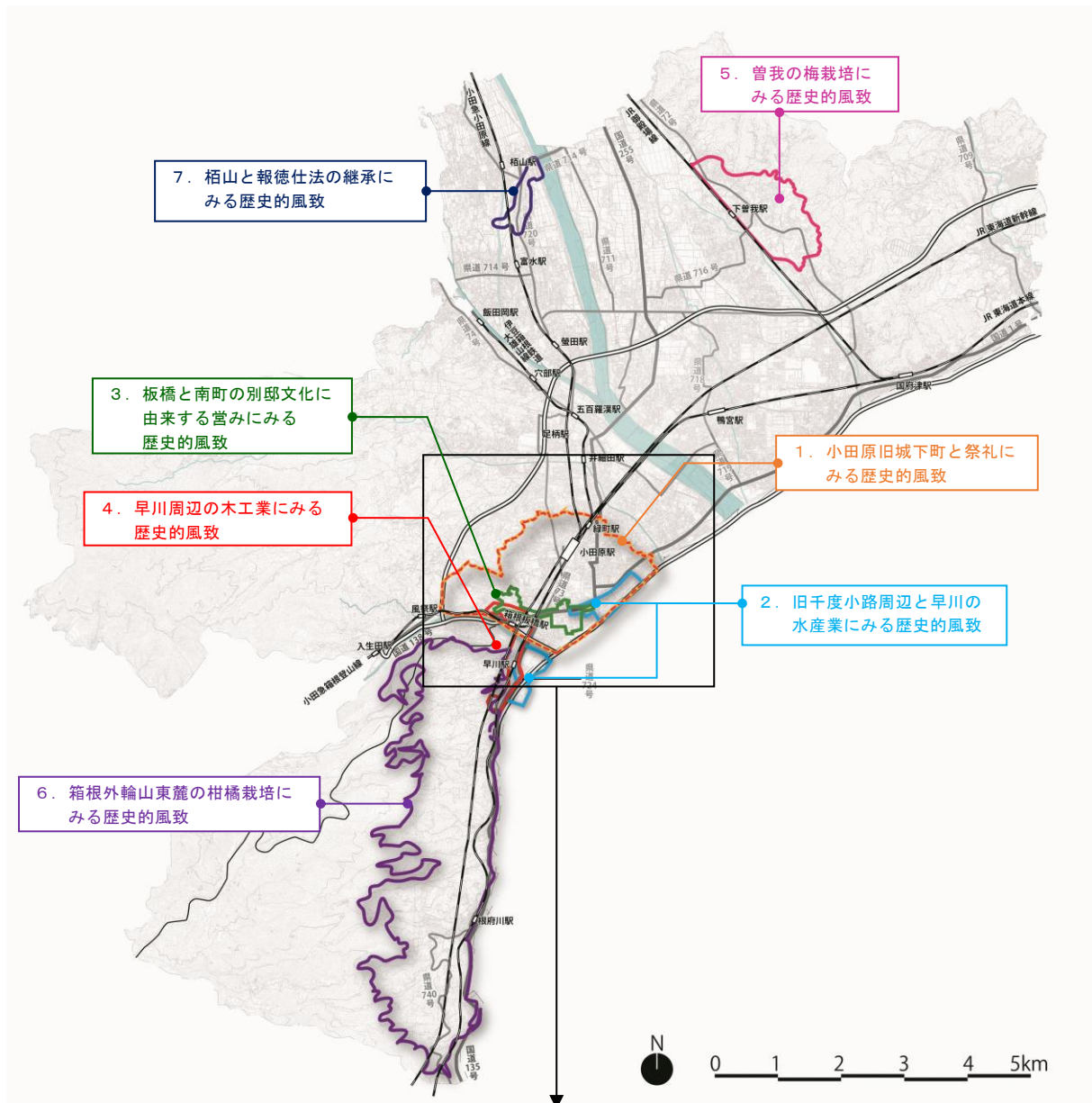
『地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律』第2条の規定において、重点区域の設定にあたっては、重要文化財、重要有形の民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下、「重要文化財建造物等」という。）の用に供される土地、又は重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域を含み、歴史的、地域的關係性などにに基づき、重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区と一体をなす周辺の土地の区域であって、かつ歴史的風致の維持向上のための各種取組を総合的かつ一体的に実施することが可能な範囲となるよう定められていること、とされている。

天下の險・箱根^{はこね}を控えた宿場町、また城下町として栄えた本市には、江戸時代からのまち割りを今に残す市街地とともに、由緒ある神社仏閣や昔ながらのなりわいが行われる町屋、近現代の政財界人などが建設した歴史的建造物が所在し、そこでは江戸時代前後から続く神輿の渡御、これに欠かせないお囃子^{はやし}や木遣り^{きや}、水産業や木工業などの伝統産業が営まれている。また、起伏の変化に富んだ地形や風土を生かし、風土に根差した民家や石積み、倉庫等が集積し、梅や柑橘の栽培などの農業が営まれている。田園風景が広がる栢山^{かやま}では、二宮尊徳^{にのみやそんとく}が考案した報徳仕法^{ほうとくしほう}の教えが受け継がれている。

これらの歴史的風致については、第1期計画での取組をはじめ、文化財保護法に基づく保存活用の措置、都市計画法や景観法、屋外広告物法に基づく規制、その他の施策によって、これまでもその維持向上を図ってきているところではあるが、往時のなりわいや文化を今に感じさせる歴史的建造物の減少と変化、少子高齢化などに伴う地域コミュニティの衰退、伝統産業や伝統文化の後継者不足などにより、小田原固有の歴史的風致が失われてしまう恐れもある。

第1期計画では、歴史的風致の核となる建造物の保存活用について、歴史的風致形成建造物の指定等が進捗したため、今後は指定物件等の持続的な保存活用を促す事業が必要である。また、かまぼこ通り周辺地区の歴史まちづくりが進む一方で、板橋^{いたばし}と南町^{みなみ}への取組の強化が求められている。

このため本計画においては、第1期計画における重点区域を基本とし、小田原旧城下町を中心に活動をしている氏子の範囲を軸に重点区域を設定する。



* 小田原駅周辺は、複数の歴史的風致が重層していることから、拡大図を示している

4-2 重点区域の位置

(3) 重点区域の区域、名称、面積

重点区域の名称及び面積は、以下のとおりである。

名称 小田原旧城下町・^{いたばし}板橋区域

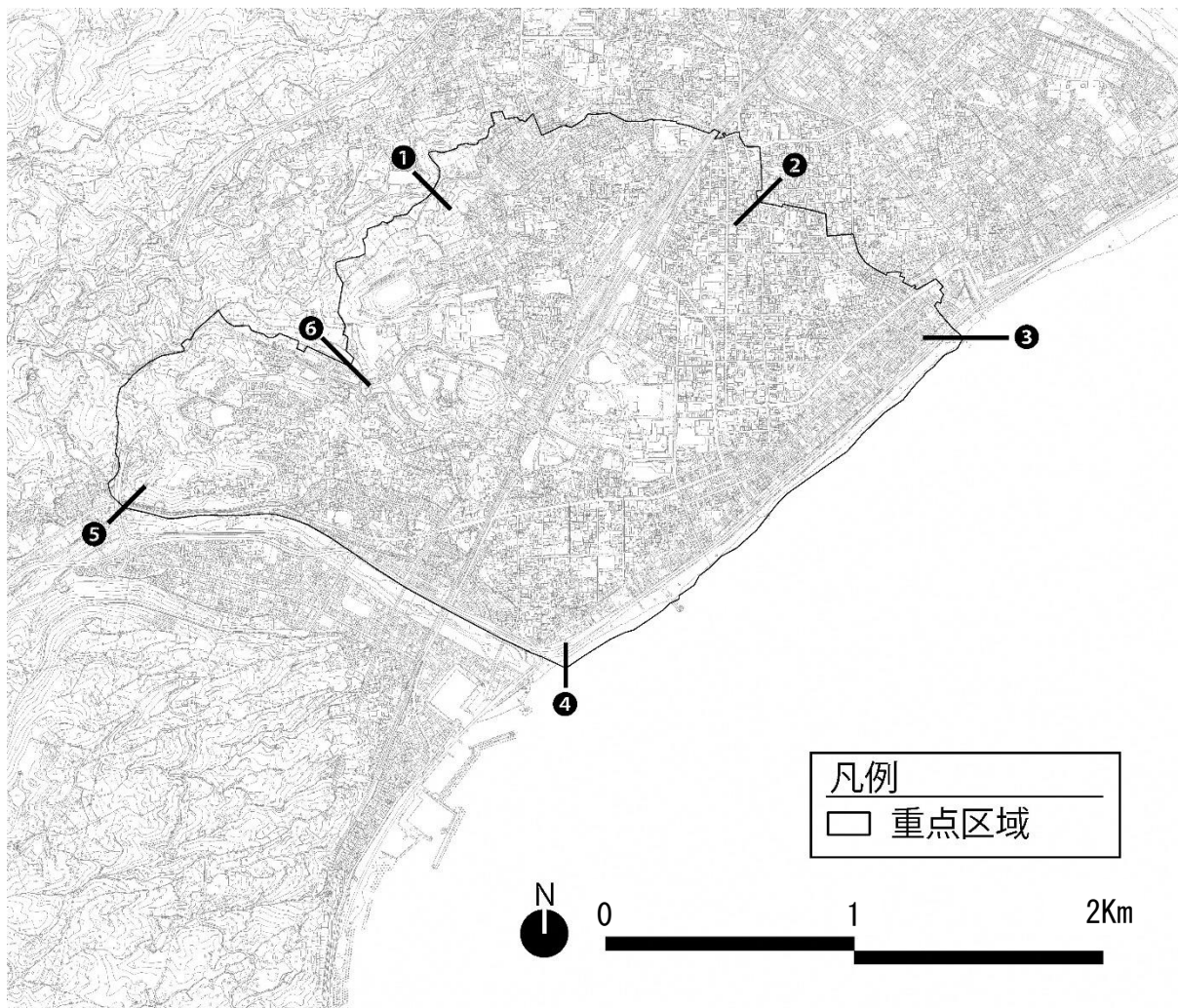
面積 約 425ha

重点区域は、国指定の史跡である^{おだわらじょうあと}小田原城跡と、この小田原城を特徴づける中世最大級の城郭遺構総構に囲まれ、一体となった土地利用が想定される旧城下町等の範囲、並びに旧城下町に鎮座する^{まつばらじんじゃ}松原神社・^{いがみじんじゃ}居神神社・^{だいにりじんじゃ}大稲荷神社の氏子の範囲を基本として構成される。

この区域には、神輿の渡御や水産業などの歴史と伝統を反映した活動が今もなお展開される旧城下町及び旧武家地等の一帯と、これと一体的に形成された街区・神社仏閣境内地・近代別邸遺構・遺跡等が展開している。

<重点区域の境界について>

重点区域の境界線は、^{だいにりじんじゃ}大稲荷神社氏子の範囲、^{まつばらじんじゃ}松原神社氏子の範囲、風致地区界、市街化区域界、^{いがみじんじゃ}居神神社氏子の範囲に囲まれた範囲とする。



区間	区域（境界）の位置
①－②	大稻荷神社氏子の範囲
②－③	松原神社氏子の範囲
③－④	風致地区界
④－⑤	市街化区域界
⑤－⑥	居神神社氏子の範囲
⑥－①	松原神社氏子の範囲

4-3 重点区域の境界（小田原旧城下町・板橋区域）

2 重点区域の指定の効果

重点区域は、本市の維持向上すべき歴史的風致の中でも、特に代表的な旧城下町に鎮座する松原神社・居神社・大稲荷神社の神輿渡御、蒲鉾などの水産加工業、旧東海道筋の神社仏閣と近代別邸の織りなすまち並みを含む区域であり、小田原のシンボルとして認知されている小田原城を中心とする区域である。

重点区域内において、歴史的風致の維持向上に寄与する施策を重点的かつ一体的に推進し、歴史的建造物や伝統文化などの保存活用、歴史的景観等に配慮した市街地の環境整備などを図ることにより、市民や観光客の歴史的風致への認識や愛着を深めるだけでなく、小田原固有の風情が多くの人々に伝播し、歴史的建造物や伝統文化の継承、交流人口の拡大・観光振興などの多方面にわたる効果が期待されるものである。

なお、この重点区域には、本市が先進的に取り組んできた建築物や屋外広告物等に関する景観施策に基づいた景観計画重点区域が含まれており、今後本計画の推進と連動しながら、景観計画重点区域等の拡充を図ることにより、効果的に歴史的風致の維持向上を図ることが可能である。

3 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画

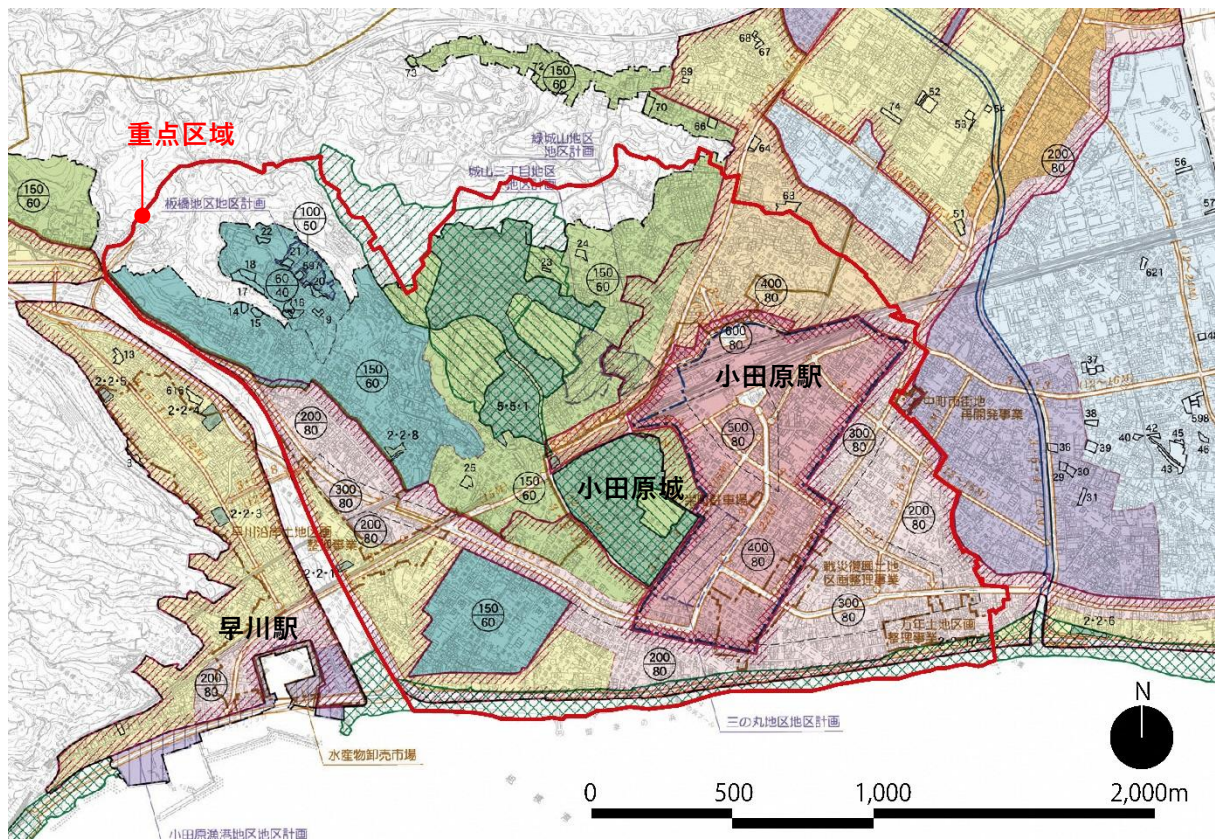
本市は、市域全域が都市計画区域であり、本計画における重点区域は、北側の一部及び河川や海岸を除く区域は市街化区域である。また、丘陵部域や、史跡小田原城跡^{おだわらじょうあと}を中心とする区域や相模湾^{さがみわん}に面した海岸の一部は風致地区に指定しており、土地の造成、建築行為や木竹の伐採等に係る市への許認可を通じて、当該地区内の風致を維持している。さらに、江戸時代の大手筋に当たるお堀に面した三の丸^{さんまる}地区は、地区計画によって、遊戯施設や風俗施設等の立地が規制され、当該地区にふさわしい土地利用を誘導している。

本市は、市街化区域全域（用途地域で建築物の高さ制限 10m を定めている第一種低層住居専用地域を除く）において、建築物の最高限度を定めた高度地区を決定している（平成 17 年（2005）7 月当初決定）。

本計画における重点区域内は、主に住居系の用途地域を中心に第 1 種高度地区（12m）及び第 2 種高度地区（15m）の制限を行い、近隣商業地域（容積率 300%の区域）を第 3 種高度地区（20m）に指定している。商業地域は第 4 種高度地区（31m）に指定しているが、二の丸^{にまる}に面したお堀端通り^{ほりぼた}（市道 0003）東側沿道については、道路からの距離に応じた斜線制限を設け、景観形成に配慮した誘導を行っている。

また、本市は公開空地や緑地を設けることなどにより、高度地区の適用を緩和する規定があるが、小田原駅周辺地区については、小田原城天守閣の標高（68.3m）を緩和の最高限度とするなど、本市のシンボルに配慮した景観形成を図っている。

引き続き、都市計画に基づく規制・誘導により、良好な景観形成を推進する。

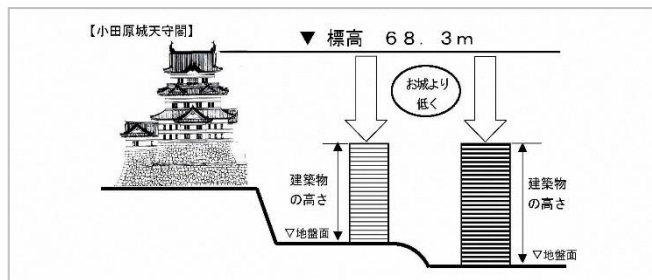
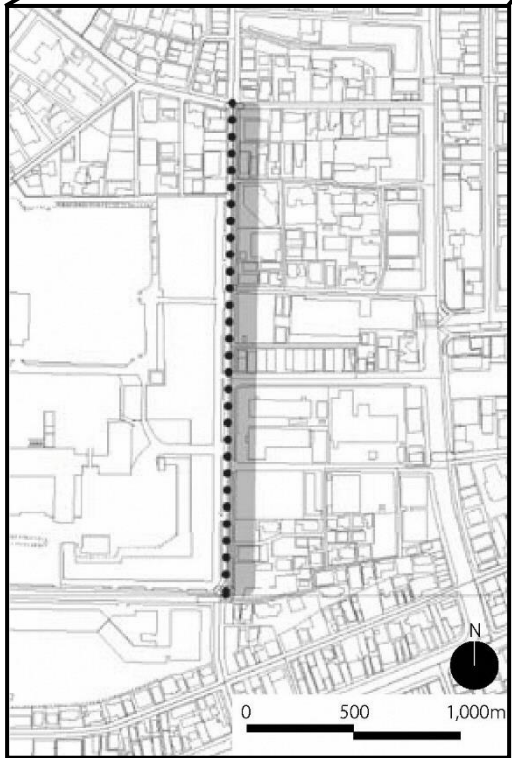
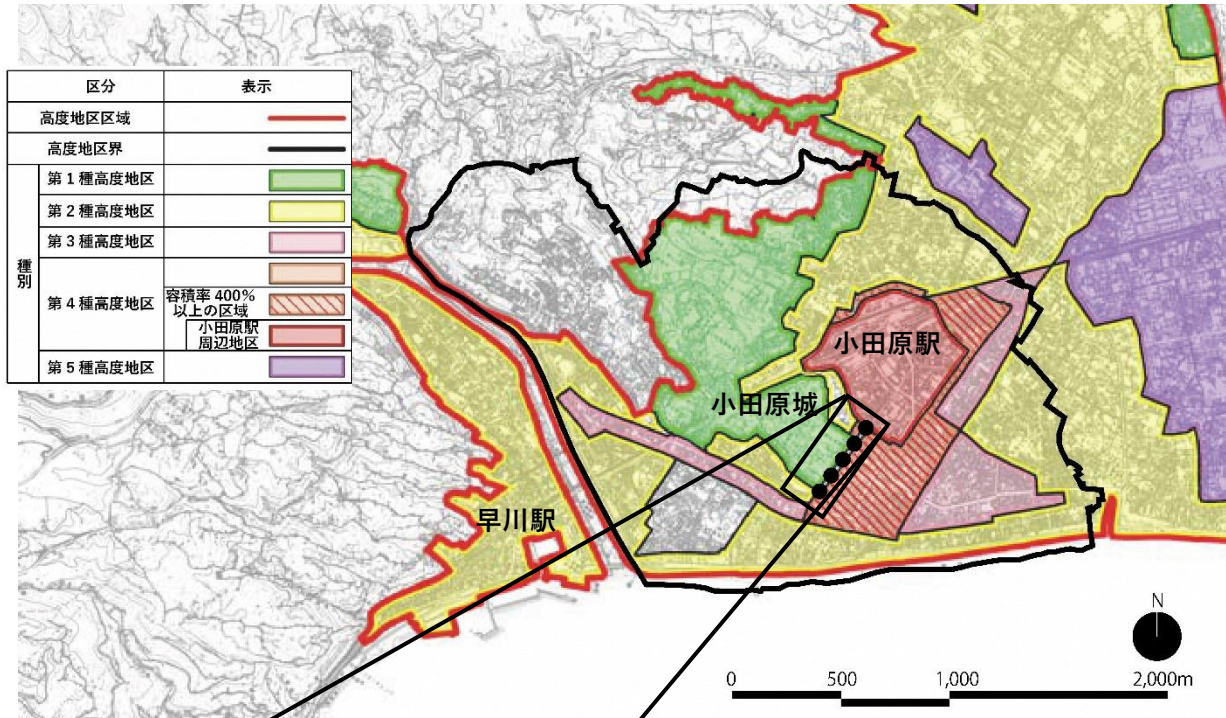


4-4 重点区域と都市計画の関係
(令和3年(2021)3月現在)

凡	例
都市計画区域(行政区域)	駐車場整備地区
市街化区域	土地区画整理促進区域
第一種低層住居専用地域	都市計画道路
第一種中高層住居専用地域	都市計画公園
第一種住居地域	墓園
第二種住居地域	都市計画運動場
準住居地域	下水道終末処理場
近隣商業地域	汚物処理場
商業地域	ごみ焼却場
準工業地域	駐車場
工業地域	市場
工業専用地域	火葬場
用途地域の指定のない区域(市街化調整区域)	ポンプ場
容積率(%)	都市計画河川
建ぺい率(%)	市街地開発事業施行区域
同一用途地域、市街化調整区域内の建ぺい率・容積率の域	地区計画
高度利用地区	他市町都市計画道路
防火地域	宅地造成工事規制区域
準防火地域	生産緑地地区
第1種風致地区	
第2種風致地区	
第3種風致地区	
第4種風致地区	

4-5 地域地区等

地域地区等	内容等
用途地域	商業地域、近隣商業地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域
風致地区	城山、小田原城址、海岸
地区計画	三の丸地区、城山三丁目地区、緑城山地区、板橋地区
公園	中央公園(小田原城址公園、城山公園)



4-7 小田原駅周辺の高さ制限イメージ

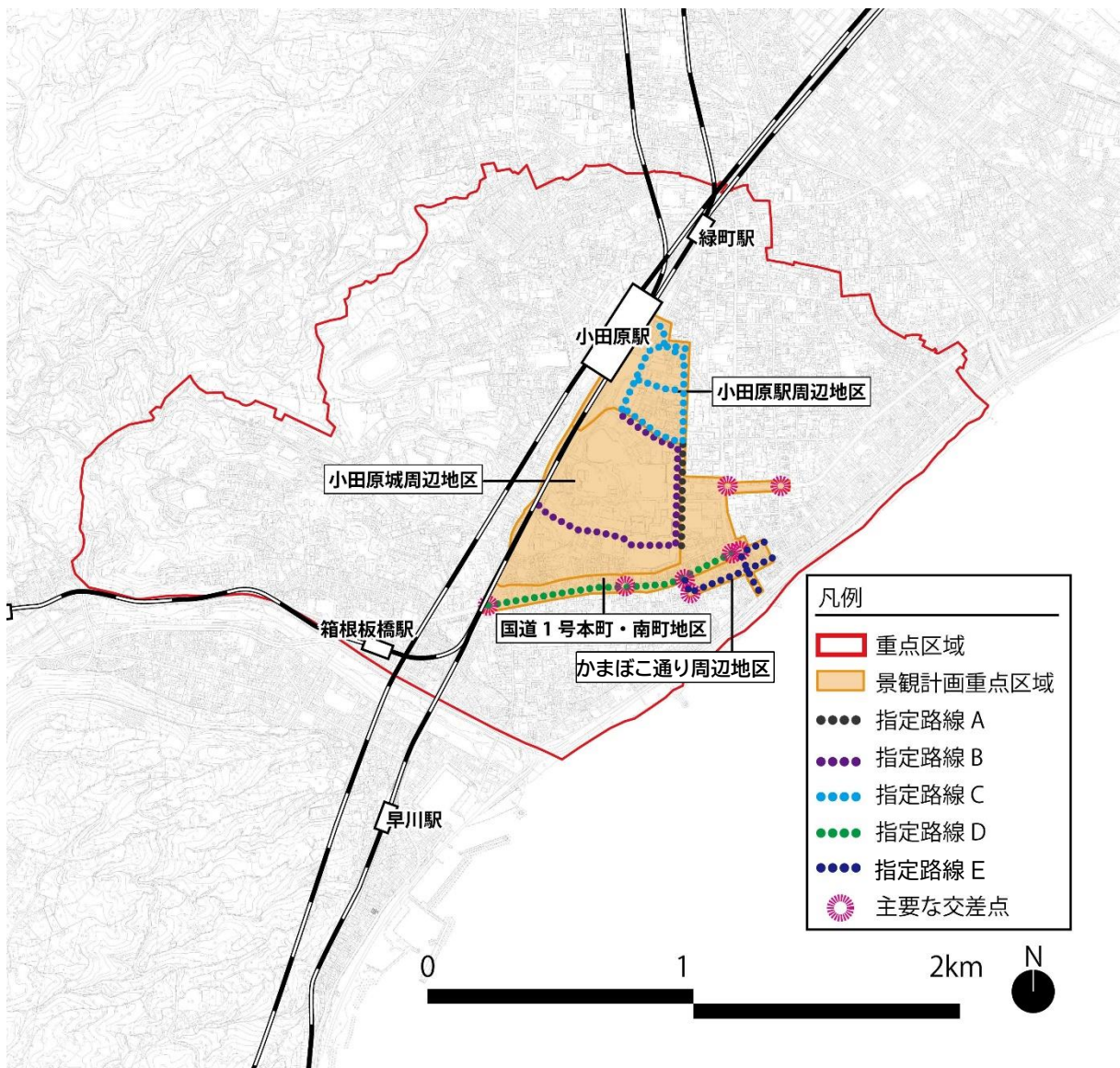
4-6 重点区域と高度地区の関係
 (上)、第4種高度地区のうち
 お堀端通り(市道0003)東側沿
 道の斜線制限区域(下)
 (令和3年(2021)3月現在)

(2) 小田原市景観計画

本市では、小田原のまちをさらに美しく、快適で個性豊かな都市に育て、次代に引き継いでいくことを目的に、『小田原市景観計画』を平成17年(2005)に策定した。本計画では市域全域を景観計画区域と定め、景観誘導を図っている。

さらに小田原駅周辺地区、小田原城周辺地区、国道1号本町・南町地区、かまぼこ通り周辺地区の4地区を拠点型景観計画重点区域に位置付け、その区域内の重要な路線として指定路線を定め、地区特性に応じた沿道の景観形成方針等による景観誘導を図っている。

今後も、維持向上すべき歴史的風致が存在する地区を対象に、景観計画重点区域の位置付けに取り組んでいく。



4-8 重点区域と景観計画重点区域の関係(令和5年(2023)11月現在)

4-9 重点区域内に位置する景観計画重点区域の概要

景観計画 重点区域	景観計画重点区域としての特性 (小田原の有する貴重な特色等)	景観形成の方針
小田原城 周辺地区	本市の歴史的・文化的資産、緑豊かな自然環境の象徴である小田原城を中心とする地区であり、市民及び来訪者に、城址の醸し出す歴史的風情や豊かな緑による潤いがさらに印象深く感じられる景観の形成が求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ・城内では、史跡や歴史的建造物の復元を図りながら、歴史と豊かな緑に覆われたゾーンを形成し、小田原のシンボルにふさわしい歴史や文化が感じられる景観を形成する。 ・城址周辺では、歴史的・自然的な空間と一体となった、落ち着きがあり快適な景観を形成する。
小田原駅 周辺地区	富士箱根伊豆地域の広域交流拠点である小田原駅を中心とし、神奈川県西部地域の中核都市としての商業・業務施設の集積がある地区であり、その蓄積と潜在力を活かし、活性化を促進する快適で魅力的な景観の創出が求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ・県西地域の中心市街地として、交流、買い物、情報の拠点にふさわしい魅力的な商業空間を形成する。 ・小田原市の玄関口にふさわしい、風格とにぎわいのある駅前空間を形成する。また、小田原駅前広場(ペDESTリアンデッキ上)から、天守閣への眺望を確保する。
国道1号 本町・南 町地区	小田原城の南側及び東側に面し、城下町、旧東海道の宿場町、近代以降では商業・業務の中心地として発展してきた地区であり、なりわいや歴史が息づき、風格があり、城下町・宿場町を感じさせる魅力的な景観の形成が求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ・なりわいや歴史が息づく国道1号を軸とした、地域の個性やにぎわいなどを創出し、魅力が感じられる景観を形成する。 ・小田原城や歴史的な建造物を引き立てるまちなみを形成する。また、国際通り交差点から天守閣への眺望を確保する。
かまぼこ 通り周辺 地区	旧東海道の宿場町の名残を感じさせる出桁造などの歴史的建造物で、現在も水産加工品の製造・販売が営まれ、また、祭礼などの伝統行事が受け継がれる地区であり、歴史や文化の風情とともに、人々の活気が感じられる景観の形成が求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ・出桁造をはじめとした歴史的建造物を生かしたまちなみを形成する。 ・商業施設や業務施設が集積するエリアは、低層部ににぎわいが感じられる演出を施しつつ、住民や来訪者の交流が育まれるような店先の空間を演出する。 ・住宅が集積するエリアは、落ち着きを感じさせ、住む人々による交流を促すような庭先の空間を演出する。

4-10 重点区域内に位置する景観計画重点区域において特に景観への配慮を求める路線沿道の方針

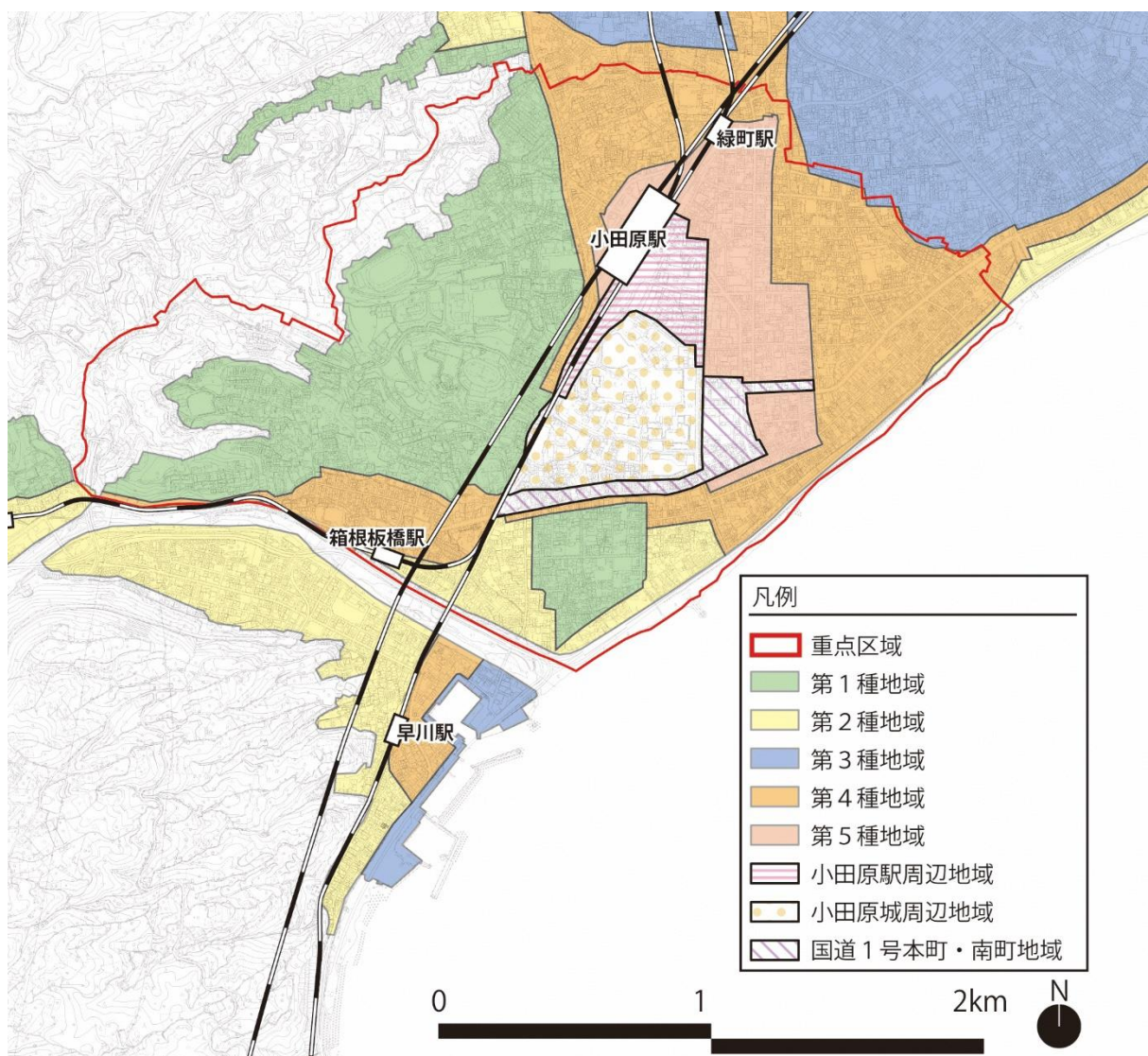
名称	景観形成の方針
指定路線 A	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物の形態意匠について、沿道の建築物の高度地区による斜線規制を受ける部分は、外壁を後退させ垂直なものとし、表情を持った意匠を採用するなど、落ち着いた景観を形成する。 ・接道部について、駐車場の出入り口は設けない、又は、駐車場の出入り口を絞り、その他の接道部は緑化を図るなど、城址と一体となったまちなみ景観を形成する。
指定路線 B	<ul style="list-style-type: none"> ・塀について、面する塀は化粧ブロック等のあらかじめ表面に化粧を施した材料を使用し、又はモルタル塗等の上、仕上げを行う。
指定路線 C	<ul style="list-style-type: none"> ・接道部について、駐車場の出入り口を絞り、その他の接道部は緑化を行うなど、連続性のあるまちなみ景観を形成する。
指定路線 D	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物の形態意匠について、沿道の低層建築物は、平入りの屋根形状とするなど、現在のなりわいや歴史が息づくまちなみの特性を継承する。 ・1階の軒や庇の上部に商店の顔となるような壁面広告物を表示するなど、その表現方法を工夫し、本地区のなりわいや歴史が息づくまちなみを形成する。
指定路線 E	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の後退部分は、前面道路と段差を設けず、素材や色彩を調和させるなど、公共空間と一体的な空地の創出を図る。 ・指定路線に面する敷地では、駐車場を建築物の奥に配置する、又は、駐車場の出入り口を絞り、緑化するなど、連続性のあるまちなみを形成する。 ・道路沿いに駐輪場や物品置き場などは設けない、又は、直接見えないように緑で遮蔽するなど、整然としたまちなみを形成する。
主要な交 差点	<ul style="list-style-type: none"> ・面する敷地は、コーナー性を持たせた意匠の採用や、オープンスペースの確保、シンボルとなる樹木の植栽など、個性的なまちかどを演出する。

(3) 小田原市屋外広告物条例

本市では、良好な景観の形成、風致の維持、屋外広告物による公衆に対する危害を防止することを目的に「小田原市屋外広告物条例」を制定し、平成18年(2006)10月に施行した。その後、本市の実情に合った建築物等と屋外広告物の一体的なまち並み形成を図るため、屋外広告物条例の適用区域を市域全体に拡大し、平成22年(2010)5月に施行した。

本計画の重点区域内は、本条例に定められた用途地域に応じた6つの区域区分に基づき、5つの規制区域が適用され、位置や大きさ、色彩に関する基準を設け、誘導が図られている。また、景観計画重点区域においては、景観計画における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する方針等に基づき、地域の実態に応じた位置や大きさ、色彩に関する基準を設け、きめ細やかな誘導が図られている。

今後も、新たな景観計画重点区域の位置付けの際には、その地区の特性を生かした基準を検討し、歴史的風致の維持向上に資する景観誘導を図る。



4-11 重点区域と屋外広告物条例の区域区分の関係(令和3年(2021)3月現在)

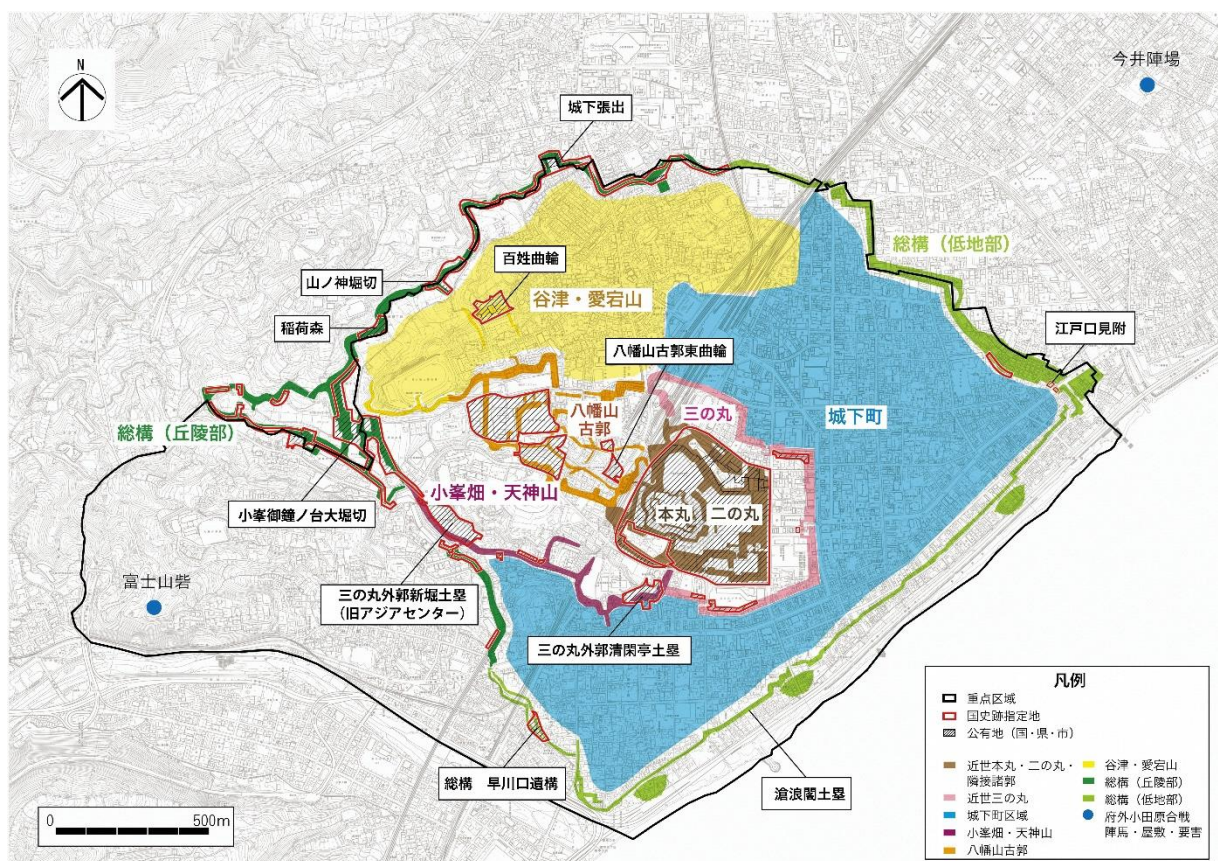
4-12 重点区域内における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する制限の考え方と適用区域

	考 え 方	適用区域
第1種地域	良好な住環境を保全し、又は自然環境との調和を図る地域。 広告物の表示を抑制する。	・住居専用地域 ・市街化調整区域
第2種地域	住居を主体とし、中規模な店舗が立地する地域。 落ち着いたある景観を形成するために、過剰な広告物の表示を抑制する。	・第一種住居地域 ・主要県道等沿道の市街化調整区域
第3種地域	工業系又は物流・沿道サービス施設の土地利用が行われる地域。 一定の広告需要を踏まえつつ、秩序ある景観形成を図るために、広告物の形状、面積、表示方法などについて、適切な規制・誘導を行う。	・工業系用途地域 ・国道 255 号沿道の市街化調整区域
第4種地域	地区の商業中心地域又は国県等の沿道で商業施設等が連続して立地する地域。 ある程度の広告需要を踏まえつつ、まちなみの景観を向上させるために、広告物の形状、面積などについて適切な規制・誘導を行う。	・近隣商業地域 ・準住居地域 ・第二種住居地域 ・国道、主要県道等沿道の工業系用途地域、第一種住居地域
第5種地域	市の中心的な商業・業務地で、多様な土地利用が行われる地域。 高い広告需要を踏まえ、景観への影響が大きい広告物を中心に、形状、面積などについて適切な規制・誘導を行う。	・商業地域
小田原駅周辺地区	風格とにぎわいがある景観の形成を図るため、屋外広告物の色彩について、高彩度の色彩の使用は避け、当該建築物の外壁等の色彩との一体的な色相や彩度を用いるとともに、形状や面積などについて、適切な規制・誘導を図るものとする。駅前広場などから容易に展望できる公共性の高い区域では、その表示・掲出方法には十分な配慮を行うものとする。	・景観計画の重点区域 (小田原駅周辺地区)
小田原城周辺地区	小田原城及び城址を引き立たせ、落ち着いたある景観の形成を図るため、小田原城址内での屋外広告物の表示を原則禁止するとともに、城址に面する区域では、表示面積を必要最小限度に留め、形状や掲出位置に関して適切な基準を設ける。とりわけ色彩については、高彩度の色彩の使用は避け、当該建築物の外壁等の色彩との一体的な色相や彩度を用いる。	・景観計画の重点区域 (小田原城周辺地区)
国道1号本町・南町地区	城下町、宿場町、商業・業務地と発展してきた歴史を踏まえた緩やかな秩序が感じられる良好な通り景観を形成するため、高い彩度の色彩の使用は避け、当該建築物の外壁等との一体的な色相や彩度を用いるとともに、掲出位置や面積について適切な規制・誘導を図るものとする。	・景観計画の重点区域 (国道1号本町・南町地区)
かまぼこ通り周辺地区	小田原宿やなりわいの文化や風情を現代に受け継ぎながら、人々の活気あふれる景観を形成するため、高い彩度の色彩の使用は避け、当該建築物の外壁等との一体的な色相や彩度を用いたり、和風の仕様等を用いたりするとともに、掲出位置や面積について適切な規制・誘導を図るものとする。	・景観計画の重点区域 (かまぼこ通り周辺地区)

(4) 史跡小田原城跡保存活用計画

本計画は、史跡小田原城跡の将来に向けた保存活用を図るため、平成30年(2018)から令和3年(2021)の3ヵ年かけて作成する計画である。本市では、『史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想』(平成4年度(1992))や『史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画』(平成21年度(2009))等の計画を推進してきており、これまでの計画を継承しつつ統合して、史跡小田原城跡全体を包括した内容とし、史跡の保存を前提とした活用に重点を置いた取組方針を示している。

本計画では、史跡指定地に加え、かつての小田原城跡であった未指定地も対象に、小田原城跡の保存・管理、活用、整備等の方針が示されている。保存・管理においては、現状変更の考え方が示されるほか、史跡の追加指定や史跡指定地の公有地化の考え方が示されている。活用においては、現代技術の活用や民間団体との連携等の考え方、整備においては長期的な整備の考え方などが示されている。



4-13 重点区域と『史跡小田原城跡保存活用計画』の対象範囲の関係(令和3年(2021)3月現在)

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 市全体に関する事項

(1) 文化財の保存活用の現況と今後の方針

本市には、国指定の史跡^{おだわらじょうあと}小田原城跡をはじめ、国指定の文化財8件、県指定の文化財25件、市指定の文化財116件、合計149件の指定文化財が指定されているほか、国の登録有形文化財として26件の建造物が登録されている（令和5年（2023）11月現在）。

これらの指定文化財等は文化財保護法、神奈川県文化財保護条例、小田原市文化財保護条例等の関連法令に基づき、適切な保存管理を行い、所有者や管理者と連携した修理、整備などの保存活用の措置を講じている。また、これらは小田原の歴史的資源の核となるため、文化財建造物公開事業や遺跡講演会、見学会、各種イベント等を通して公開と活用を行うとともに、案内板や説明板を整備し、冊子や案内パンフレットを作成するなど、市民、研究者、観光客への周知に努めている。

本市ではすでに平成23年度（2011）に『小田原市歴史的風致維持向上計画（第1期）』を策定し、城下町、そして宿場町であった小田原の歴史的経緯を反映するかたちで、歴史的風致や重点区域を定め、事業展開することを通じ、未指定の文化財の把握にも取り組んできた。

一方で、改正文化財保護法が平成31年（2019）4月に施行されたことにより、少子高齢化を背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であることを踏まえ、指定するまでには至らないが、地域の宝ともいえる未指定の文化財も含めた文化財を総合的に把握し、まちづくりや観光にも効果的に活用することが求められることとなった。

今後は、第2期である本計画を推進していくと同時に、改正文化財保護法の主旨に基づき、市内全域を対象とした『小田原市文化財保存活用地域計画』の策定を目指す。

そのために、指定文化財については、継続して適切な保存管理と、必要な修理、整備を進める一方、未指定の文化財については、小田原市文化財保護委員会の指導と助言を踏まえ、必要に応じて指定等を行っていく。

また、本計画における支援措置のほか、今後は、市域全域を網羅できるような地域別の多様な文化財の資料調査に努める。そのうえで、それぞれの文化財単体ではなく、景観法や建築基準法による制限の緩和等の制度と連携しながら周辺環境も含めた一体的な保存活用の方策や、必要に応じた支援施策の検討を進める。さらに、周辺環境の整備にあわせ、回遊性の向上にも努めていく。

本市では、令和2年（2020）4月1日に「小田原市文化によるまちづくり条例」を施行した。この条例では、市民が文化の振興により心豊かに暮らしていくまちの実現及び文化による魅力と活力あふれるまちの実現に寄与することを目的とし、市は文化資源を適切に保存し、磨きをかけ、活用することにより、小田原の文化の後世への継承と発展に寄与するための施策を講ずるものである。これにより、将来にわたるまちの活性化や持続的な発展のため文化によるまちづくりに取り組んでいく。

文化財の保存活用は、行政だけでなく、市民や活動団体等が主体的な役割を担うことが重要である。このことから本市は、文化財の所有者や管理者等と連携を図り、市民が積極的に文化財の保存活用に参加できるような体制づくりに努めるとともに、市民1人1人が小田原の歴史的風致への認識を深め、小田原への愛着を持ち、文化財を大切にする気持ちが育まれるよう一層の普及啓発のための情報発信に努めていく。

また、本計画にかかる水産業や木工業、農業などについても、普及啓発のための情報発信に努める。これにより、市民の意識が醸成され新たな担い手の確保など、後世への継承が促される。後世への継承にあたっては、必要に応じた支援施策の検討を進める。

以下は、本計画における歴史的風致の維持向上に資する文化財の中から、主となる有形文化財のうち建造物、記念物のうち史跡、民俗文化財のうち無形の民俗文化財について、種別ごとに保存活用の現状と今後の方針を定める。

<建造物>

本市には、県指定の文化財5件、市指定の文化財11件のほか、国の登録有形文化財が26件、合計42件の指定文化財等の建造物がある。また、本市独自の制度として、小田原ゆかりの優れた建造物4件を認定している（令和4年（2022）11月現在）。これらは、神社仏閣や石造物のほか、旧城下町や^{こうづ}国府津など市内に所在する別邸や民家、商家などからなる。

指定や登録がされている建造物のうち、市所有の建造物は原則公開し、市民や来訪者に小田原の歴史文化に触れる機会を提供しており、^{せいかんてい}清閑亭や小田原宿なりわい交流館など一部は、管理する市民団体等により活用が図られている。民間所有の指定文化財等の建造物も、店舗等に活用が図られているものや公開に協力いただいているものがある。しかし、老朽化等が進み維持が困難なことにより、公開及び活用に課題がある建造物も認められる。

このほか、市内には築50年以上を経過し、歴史的風致の維持向上に寄与している歴史的建造物も多くある。歴史的建造物の利活用については、本市の歴史的資源として

着実に保全するとともに、多くの人々が訪れ、利用していただくことで、小田原の豊かさを実感し、その魅力がさらに高められることが期待される。そのためにも市内の歴史的建造物のさらなる把握に努めるとともに、所有者や管理者等と連携を図り、必要に応じて保全を図るとともにその活用にも努めていく。

<史跡>

本市には、国指定の史跡である小田原城跡^{おだわらじょうあと}、石垣山^{いしがきやま}、江戸城石垣石丁場跡^{えどじょういしがきしちようばあと}の3件があるほか、県指定1件、市指定11件、合計15件の指定史跡がある。これらは、小田原城に関連するほか、古代から近代までの様々な史跡からなる。このほか、未指定ではあるが小田原の豊かな歴史の証であるものが数多く存在する。

国指定の史跡は、文化財保護法に基づき各種事業を通じて保存活用を図っているほか、県及び市指定史跡についても説明板と標柱による周知が図られており、ガイドマップなどでも紹介している。特に小田原城跡^{おだわらじょうあと}は、従来の計画を大幅に見直した『史跡小田原城跡保存活用計画』^{おだわらじょうあと}に基づき保存活用を進める。

<無形の民俗文化財>

本市には、国の重要無形民俗文化財の相模人形芝居^{さがみにんぎょうしばい}（下中座^{しもなかざ}）のほか、県指定2件、市指定3件、合計6件の無形の民俗文化財がある。

民俗芸能や祭礼行事、年中行事などといった無形の民俗文化財は、小田原地域の生活の中で生まれ、日常の習俗や行事等とも密接な関係を持ち、地域の人々の地道な努力により大切に今も伝わっているものである。これらを後世に継承していくため、指定の無形の民俗文化財については、今後もその活動の担い手育成や活動に必要な用具等の修繕助成など必要な支援措置を講じる。

一方、未指定の無形の民俗文化財は、担い手の現状や活動状況等の把握に努めてきたものの、総合的な把握はこれからの課題である。また、少子高齢化による後継者不足により活動が途絶える危機にある活動団体もある。継承している活動団体等の意向を尊重しつつ、活動を記録するとともに、今後も活動を継承していくための支援策を検討していく。また、それらの活動についての積極的なPRを図り、多くの人にその魅力を発信することにより、活動の活性化や担い手の確保を促していく。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財のうち有形文化財は、経年劣化や自然災害等の外的要因により、毀損や滅失の恐れもあることから、日常の維持管理を含めた予防対策と、毀損した場合の適切な

修理が非常に重要である。このため、文化財所有者や管理者等へは定期的に連絡をとり、管理及び保存状況を確認するとともに、修理や整備が必要な場合は、適切な助言や、補助制度などを活用した支援措置などを講じながら慎重に進めるものとする。

特に指定文化財等の修理や整備に際しては、文化財保護法や県、市の文化財保護条例に基づく現状変更許可等の規定を遵守するとともに、文化庁や神奈川県教育委員会などの関係機関と連携し、文化財の価値を損なわないように努める。また、必要に応じて過去の記録調査などの活用や新たな調査研究を実施するとともに、小田原市文化財保護委員会等の有識者の意見を得ながら、それらの知見を踏まえた総合的な整備を図る。

(3) 文化財の保存活用を行うための施設に関する方針

本市には、歴史・考古・民俗資料を総合的に収蔵し展示する拠点施設である小田原市郷土文化館をはじめ、小田原城の歴史を紹介し関連資料を収蔵し展示する小田原城天守閣、郷土資料等を収蔵する中央図書館、二宮尊徳関係資料を収蔵し展示する尊徳記念館、小田原にゆかりのある文学者の写真や資料を収蔵し展示している小田原文学館、さらには小田原市郷土文化館の分館である松永記念館がある。また、文化財整理室など埋蔵文化財収蔵施設がある。

これらの施設の中には、お だ わらぶんがくかん 小田原文学館、まつなが き ねんかんほんかん 松永記念館本館など歴史的建造物を活用したものもある。これらの施設は、展示やイベントの開催等を通じて、多くの人々が小田原の歴史文化を認知し体感できる機会を提供している。

なお、小田原市郷土文化館については、平成 29 年（2017）に制定された『小田原市博物館基本構想』に基づき、その移転について検討を進めているところである。

このほか、多数の文化財の価値を説明する案内板や解説資料等の公共案内サインを整備し充実を図るとともに、点在する文化財を結ぶ散策及び回遊ルートの設定、休息施設（ポケットパーク等）の整備を一体的に進めていく。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の保存活用は文化財単体のみではなく、周辺環境と一体的に図られるべきものであり、都市計画法や景観法等の他法令との連携が不可欠である。

本市では、既に都市計画法に基づく高度地区（用途地域で建築物の高さ制限 10m を定めている第一種低層住居専用地域を除く市街化区域全域）の指定による建築物の高さや、景観法とそれに基づく景観計画による建築物の意匠や色彩などのコントロールを図っている。特に本計画の重点区域内は、景観計画の重点区域指定を通じ、重点的

に景観誘導を図っていく。また、歴史的風致の維持向上を図ることによる良好な市街地環境の形成が必要となる地域において、歴史的建造物の利活用を図る場合は、用途地域による制限に関わらず、地域の歴史的風致にふさわしい建物用途や規模等を定め、整備が可能となる歴史まちづくり法及び都市計画法に基づく歴史的風致維持向上地区計画制度の検討、用途地域による制限に適合しない建物用途での利活用を可能とする建築基準法第48条の規定に基づく許可の取得、歴史的・文化的な価値が損なわれる改修を必要とする規定を適用除外とすることができる同法3条第1項第3号の規定に基づく条例の運用を進め、文化財の周辺環境の保全を図るものとする。

また、本計画に基づき整備を図る施設は、文化財とその周辺環境や景観との調和を図るものとする。そのため具体的な整備にあたっては、本市独自の仕組みである景観評価員による建築・土木事業に対するデザイン協議の仕組みを活用し、事業の質をより高める景観誘導を目指す。

さらに、史跡^{おだわらじょうあと}小田原城跡については、『小田原市緑の基本計画』との整合を図りながら、適切な植栽管理を実施するほか、歴史的建造物と一体となり景観を形づくっている邸園や、神社仏閣に残る巨樹、古木については、所有者や管理者等と連携してこれらの環境保全に努める。

(5) 文化財の防災に関する方針

本市において災害が発生した場合の文化財保護の基本的事項は、『小田原市地域防災基本計画』に位置付けており、詳細は所管においてマニュアルを作成するとともに、防災訓練等の実施により、危機管理に努めている。

文化財のうち有形文化財や記念物（史跡等）については、火災や自然災害等により毀損、滅失する恐れがあるため、個別の文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。

防火対策としては、消防法で義務づけられている自動火災報知器や消火設備などの防災設備を設置する。また、日常から文化財の防災に対する意識を向上させるため、文化財所有者に管理の状況が確認できるチェックリストを配布し、点検を促す。さらに、発生時に迅速な消火体制がとれるよう、年に1度の文化財防火デーに合わせて、所有者、管理者、消防が一体となった消火訓練、防火指導を実施する。

地震対策としては、指定文化財等の建造物を優先しながら耐震診断を進め、可能な限り耐震補強工事の実施に努める。

防犯対策としては、指定文化財等に防犯カメラなど防犯設備の設置を推奨するほか、所有者の防犯に対する意識向上を図る。

なお、近年は水害により有形文化財が毀損、滅失する可能性も少なくない。被災の場合を想定し、平常時から県や近隣自治体との連携を図り、迅速に文化財を救出し保全できる体制づくりに努める。不幸にも、文化財が被災してしまった場合は、その後の復旧や防災対策に役立てるため、被災履歴を記録する体制を整える。また、風水害により、巨木の落下や倒木による被害も想定されるため、災害時の対応はもとより、史跡おだわらじょうあと小田原城跡などについては、定期的に樹木等の点検と管理をするほか、神社仏閣等の指定天然記念物についても樹木医が巡回するなど予防にも努める。

文化財の公開事業、とりわけ無形の民俗文化財における活動は、感染症拡大防止に努めなければならない。令和元年度（2019）に発生した新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策においては、無形の民俗文化財となっている各団体へ注意喚起をしたところ、イベント等への出演延期や祭礼等の行事を中止するものがあり、一方で、消毒薬の配備をはじめとする対策を講じたうえで開催したものもある。今後も、国や県の見解を踏まえ、その動向を注視しながら無形の民俗文化財の活動団体や市民等の安全を第一に適切に対応する。

（6）文化財の保存活用の普及・啓発に関する方針

歴史的風致の維持向上を推進していくためには、市民等が歴史的風致を構成する主要な要素である文化財を将来にわたって大切に継承するという意識を持つことが重要であり、そのための継続的な普及・啓発活動に取り組むことが求められる。

文化財の所有者に協力いただき、観光ボランティア等との連携による文化財建造物の公開事業をはじめ、まち歩き、遺跡の見学会や講演会等を積極的に実施することにより、市民の文化財保護への意識向上を図る。加えて、文化財の普及・啓発活動に取り組むNPO法人等との連携を強化し今後もこうした取組を推進する。

また、案内板や説明板の整備、冊子やパンフレットの作成、ホームページの工夫などを通して、誰もが気軽に文化財の存在を感じることができる環境づくりを進める。さらに、文化財の所在する地域やテーマごとに回遊できるパンフレットを充実させて活用することなどにより、個々の文化財を関連づけたストーリー性のある事業実施に努める。

（7）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

地域の貴重な歴史資産である周知の埋蔵文化財包蔵地（以下、「遺跡」）は、本市には280ヶ所存在する（令和2年（2020）6月30日現在）。これらの遺跡については、文化財保護法に基づいた埋蔵文化財の所在状況の把握を行う必要がある。

そのため、事業者が遺跡内で開発行為や建築行為等を行う場合には、事前に文化財課との調整を行うよう指導をしているほか、文化財課・開発審査課・建築指導課等が緊密に連携し、事業者と調整を図りながら遺跡の保存活用に必要な措置を講じる必要がある。その手続きについては、神奈川県教育委員会の指導と助言を得ながら、文化財保護法及び県条例や市要綱などに基づいて継続的に実施する。

また、周知の遺跡の外において実施される開発行為等についても、事業者や関係部局の協力を得ながら、未発見の埋蔵文化財の事前把握に努める。

なお、本市は中世以来の都市遺跡が所在し、近世も城下町及び宿場町として地域の中心地であった。このことから近世以降の遺跡の把握にも積極的に努めていく。

(8) 文化財の保存活用に係る体制と今後の方針

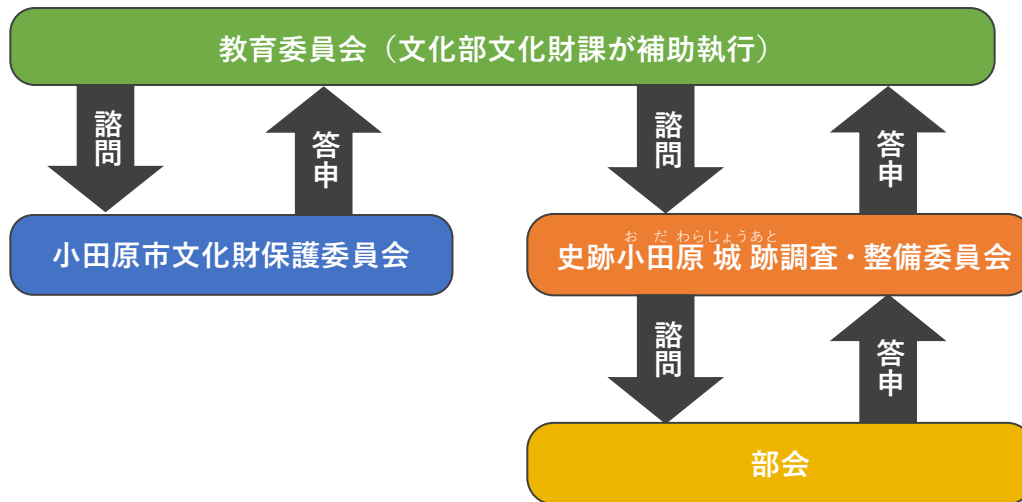
本市では平成 23 年（2011）4 月、市長部局と市教育委員会が掌握している文化・芸術に係る事務の統合を図り、歴史・文化資産を活用した文化振興施策を振興するため文化部が創設された。これに伴い、文化財行政に関する事務は、教育委員会の職務権限であるが、市長部局文化部文化財課が補助執行している。平成 31 年（2019）4 月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 14 号が改正施行され、文化財行政に関する事務は、条例により首長への権限移管も可能となったが、本市では前述の体制を継続している。

文化財課には、事務職員 6 人、考古分野等専門職員 8 人を配置している（令和 2 年（2020）12 月現在）。

また、文化財行政に係る市教育委員会の諮問機関として、小田原市附属機関設置条例（昭和 54 年（1979）小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、小田原市文化財保護委員会が設置されている。委員は、文化財に関する学識経験のある者のうちから市教育委員会が委嘱し、現在 10 人で構成されている。委員の専門分野の内訳は、歴史（考古）1 人、歴史（中世）1 人、歴史（近世）1 人、歴史（近代）1 人、民俗 1 人、美術（絵画）1 人、建築 1 人、城郭 1 人、自然科学 2 人である。委員会では、小田原市文化財保護委員会規則第 2 条に基づき、文化財の保存活用について市教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申ししていく。

さらに、史跡小田原城跡おだわらじょうあとの保存活用に関しては、小田原市附属機関設置条例（昭和 54 年（1979）小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、史跡小田原城跡調査・整備委員会おだわらじょうあとが設置されている。委員は、小田原市文化財保護委員会の委員を含む、学識経験者等おだわらじょうあとからなり、現在 11 人で構成されている。委員会では、史跡小田原城跡調

査・整備委員会規則第2条に基づき、史跡小田原城跡おだわらじょうあとの整備に関する事項につき、市教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申していく。このほか、平成30年（2018）に史跡小田原城跡おだわらじょうあと保存活用計画策定部会を置き、令和3年（2021）に『史跡小田原城跡おだわらじょうあと保存活用計画』を策定した。



5-1 文化財の保存と活用に関わる体制

（9）文化財の保存活用に資する各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市の文化財の保存活用を進めていくには、本市をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しい。本市には、文化財の保存活用に資する地域活動に取り組んでいる市民団体や NPO 法人等が数多くあり、地域に根付いた伝統行事等の活性化や文化財を学び知る機会の増加に寄与している。さらに、民俗芸能など文化財の保存活用に取り組んでいる団体もある。これまでもこれら各種団体と情報を共有し、連携してきたところではあるが、さらに連携を強化し、課題解決のための方策を検討し、官民協働による文化財の保存活用の体制づくりに努める。

以下に、本市の文化財の保存活用に資する主な市民団体や NPO 法人等を列記する。

5-2 本市の文化財の保存活用に資する主な団体の一覧

名称	関係する歴史的風致	活動概要
NPO 法人 小田原ガイド協会	全体	本市及びその周辺の自然・歴史・文化を観光客や市民に紹介し、観光振興と文化の継承に寄与し、地域の発展に貢献することを目的に活動している。
NPO 法人 小田原まちづくり応援団	全体	おだわら千年蔵構想の実現と展開を目指し、多様な主体と連携しながら、まちづくりや特定非営利活動に係る調査研究・政策提言活動および情報発信・学習交流活動に関する事業等を行い、地域に眠っている宝物を活かした小田原らしいまちづくりの進展を目指し活動を展開している。 相模湾沿岸地域一帯に多く残る邸宅・庭園や歴史的建造物を、新たな文化発信や、地域住民と来訪者による多彩な交流の場として保全活用し、地域の活性化につなぐ取組である神奈川県邸園文化圏再生構想と連携を図っている。
小田原民俗芸能保存協会	全体	小田原地方の民俗芸能を保存し、普及並びに後継者の育成に努めるとともに、民俗芸能保存団体の連絡調整を図ることを目的に、会の趣旨に賛同する民俗芸能団体により活動を行っている。 若手後継者の日ごろの鍛錬の成果を発表する場として、また、民俗芸能の普及啓発のため、毎年1回、後継者育成発表会を主催している。
街かど博物館館長連絡協議会	全体	地場産業の伝統や魅力を後世に伝えることを目的に活動をしている。 かまぼこ、干物、木工など地場産品を取り扱う老舗を「街かど博物館」として認定し、各館を巡るまち歩きツアーを年に5回程度実施している。
石造物調査会	全体	本市の歴史の掘り起こしを目的に、市民ボランティアが参画し、市内の石造物の調査、研究に関する活動を行っている。
小田原祭囃子連絡協議会	全体	市内各地域にある小田原囃子の保存会等 23 の団体から結成される協議会で、保存会相互で情報交換や、次世代への継承活動を行っている。
小田原史談会	全体	小田原地方を中心とする郷土の歴史を学び、会報『小田原史談』を発行するなど先人の歩みを後世に伝えていく活動を行っている。
一般社団法人 小田原市観光協会	全体	小田原市の自然、歴史・文化、産業などの恵まれた地域資源を活かして観光振興を図り、その魅力を広く内外に発信することにより交流人口を拡大し、地域経済の活性化に寄与することを目的に活動している。 小田原北條五代祭りや小田原ちょうちんまつり、小田原梅まつりなど、歴史的風致に関係の深い活動を担っている。
銀座・竹の花周辺地区街づくり協議会	①	東海道と甲州を結ぶ沿道に形成された商人町である銀座・竹の花周辺地区において、専門店型店舗が立ち並ぶ特長を最大限活かし、地域の活性化を目指して活動している。
小田原蒲鉾協同組合	②	小田原蒲鉾の品質の維持向上、周知啓発を目的に、技術基準の設定や技術研修のほか、イベント開催や参加等の活動を行っている。

本市の文化財の保存活用に資する主な団体の一覧

名称	関係する歴史的風致	活動概要
小田原ひもの協同組合	②	小田原ひもの品質の維持向上、普及啓発を目的に、商標登録のほか、イベントへの参加、小学校等での食育事業等の活動を行っている。
小田原かまぼこ通り活性化協議会	②	小田原かまぼこ通り周辺の蒲鉾をはじめ飲食などを営む者、地域住民等が中心となり、地域の活性化に向けた総合的な観点からのまちづくり活動を行っている。
小田原地魚大作戦協議会	②	小田原漁港周辺の鮮魚、飲食、卸業を営む若手水産関係者が中心となり、小田原の地魚を活用した食の商品開発と地域の活性化に取り組んでいる。
小田原茶道連盟	③	茶道文化の由緒深い小田原で活動する団体で、昭和55年(1980)に結成された。表千家、裏千家、煎茶道東阿部流の3流派で構成され、日本の伝統文化のひとつである茶道の普及、次世代への継承等の活動を行っている。
NPO 法人おだわら名工舎	③	伝統工法に通じた職人の育成、技術の継承、及び歴史的建造物の維持保全、活用の推進に関する事業を実施している。
小田原箱根伝統寄木協同組合	④	小田原及び箱根に根付く寄木細工の品質の維持向上、周知啓発を目的に、商標の登録や運用等の活動を行っている。
小田原梅ブランド向上協議会	⑤	小田原の梅の生産技術向上や小田原オリジナル品種である十郎梅の魅力創出や認知度向上等のブランド化等の活動を行っている。
小田原柑橘倶楽部	⑥	片浦レモンやみかんを使った加工品の企画販売を中心に、地元の農家と商工業者を繋げながら、農商工連携による地域活性化を推進している。
二宮尊徳いろりクラブ	⑦	尊徳生家の良好な管理を図るとともに、生家の重要性や文化財的な価値等についての一般の理解を深めることを目的に、おだわら市民大学である報徳塾を卒業した方々により結成されたボランティア活動団体である。生家の定期的な煙燻蒸を行うとともに、観覧者に対する説明や案内などを行っている。

関係する歴史的風致の凡例

- 歴史的風致① 小田原旧城下町と祭礼にみる歴史的風致
- 歴史的風致② 旧千度小路周辺と早川の水産業にみる歴史的風致
- 歴史的風致③ 板橋と南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致
- 歴史的風致④ 早川周辺の木工業にみる歴史的風致
- 歴史的風致⑤ 曾我の梅栽培にみる歴史的風致
- 歴史的風致⑥ 箱根外輪山東麓の柑橘栽培にみる歴史的風致
- 歴史的風致⑦ 栢山と報徳仕法の継承にみる歴史的風致

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、国指定の史跡である史跡小田原城跡^{おだわらじょうあと}をはじめとする多くの指定文化財が存在している。本市の歴史的風致の維持向上のためにも、重点区域に集中的に存在する文化財の保存活用を図ることが重要であり、関連法令に基づく保護措置を図るとともに、計画的な修理や整備を推進する。

まず、史跡小田原城跡^{おだわらじょうあと}の本丸・二の丸については、『史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想』に基づく環境整備事業等を進めており、平成9年度(1997)に銅門^{あかがねもん}が復元され、平成20年度(2008)には馬出門^{うまだしもん}の復元的整備が完了した。さらに平成22年度(2010)で馬屋・大腰掛跡^{おおこしかけあと}の平面表示等を含む馬屋曲輪^{うまやくるわ}の整備が完了した。その後、平成22年(2010)から現在まで、御用米曲輪^{ごようまいくるわ}の修景整備等を行っているところである。

また、八幡山古郭^{はちまんやまこかく}及び総構^{そうがまえ}については、史跡指定部分が散在しており、民有地の部分が多いことなどから、平成22年(2010)に策定した『史跡小田原城跡八幡山古郭・総構^{そうがまえ}保存管理計画』に基づき史跡の保存・管理に努め、重要な遺構と位置付けられた箇所については、機会をとらえて追加指定と公有地化及び整備を図っている。

なお、史跡小田原城跡^{おだわらじょうあと}については、これまで上記の『史跡小田原城跡八幡山古郭・総構^{そうがまえ}保存管理計画』によりエリアを分けて保存と活用に取り組んできたが、文化財保護法の改正や史跡に対する認識の深まり、公有地化の進展などに加え、周辺環境の変化に対応していく必要性から、両計画の改訂と一元化を図るため、今後は令和3年(2021)に策定の『史跡小田原城跡^{おだわらじょうあと}保存活用計画』に基づき、史跡小田原城跡^{おだわらじょうあと}の保存・活用・整備を進めていく。

このほか、三の丸清閑亭土塁^{さんまるせいかんていどるい}、公有地化された部分の整備が終了した新堀土塁^{しんぼりどるい}や東曲輪^{ひがしくるわ}については公開活用が始められているほか、官民主権による総構^{そうがまえ}を歩く見学会や城下町おだわらツデーマーチのコースに選ばれるなど、周知が図られている。

また、重点区域内には19件の国の登録有形文化財が登録されている。このほか、これまでも小田原ゆかりの優れた建造物の認定など本市独自の取組により、保存と公開に努めてきた経緯がある。今後も、小田原市文化財保護委員会等の有識者の指導や助言を受けながら、必要が生じた場合には指定等により、確実な保護措置が図られるように努める。

一方、未指定の建造物は、これまでも冊子『ふるさと小田原の建築百景』の作成や、県の調査を通して、一定程度の把握は出来ている。今後は、これまでの把握を基礎資料として、さらに具体の調査に努め、当該建造物が歴史的風致の維持向上に寄与する

と認められる場合は、歴史的風致形成建造物等に指定していく。そのうえで、歴史的風致形成建造物の指定を通じた各種支援措置なども活用し、管理団体や民間事業者と連携しながら、有効な活用を図る必要があるものは修理及び整備していく。

なお、歴史的建造物の保存活用にあたっては、用途地域による制限に関わらず、地域の歴史的風致にふさわしい建物用途や規模等を定め、その整備が可能となる歴史まちづくり法及び都市計画法に基づく歴史的風致維持向上地区計画制度の検討、用途地域による制限に適合しない建物用途での利活用を可能とする建築基準法第 48 条の規定に基づく許可の取得、歴史的・文化的な価値が損なわれる改修を必要とする規定を適用除外とすることができる同法 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づく条例の運用等について、関係所管が連携を図り、検討を進め、

このほか、平成 30 年（2018）5 月に、「箱根八里で辿る遥かな江戸の旅路―旅人たちの足跡残る悠久の石畳道」（箱根八里街道推進協議会・構成市町は三島市、箱根町、函南町、小田原市）が日本遺産に認定された。旧東海道筋に当たる本計画の重点区域は、小田原宿の範囲を含み、日本遺産である箱根八里を構成する文化財を含んでいる。このことから、今後関係市町等と連携を図り、散策のための案内板の設置や多言語での解説、ボランティアガイドの養成など、日本遺産である箱根八里の整備と PR に努める。

加えて、地域に根付く祭礼行事などで行われる^{おだわらぼやし}小田原囃子など無形の民俗文化財についても、保存団体等の担い手との連携を強化し、聞き取りや記録調査の実施に努める。また引き続き、普及啓発活動や後継者育成に関する支援を行うとともに、継承をしていくために必要な支援の検討を進める。

重点区域内での具体的な計画

- 歴史的風致形成建造物整備活用事業（令和 3 年度～令和 12 年度）
- 文化財の総合的把握・保存活用事業（令和 3 年度～令和 12 年度）

（2）文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

文化財の修理及び整備にあたっては、文化財の価値を損なうことなく適切な保存を図る必要があるため、詳細な調査を行い、履歴に基づいた修理及び整備を実施する。指定文化財の現状変更については、文化財保護法や県と市の文化財保護条例に基づく手続きを踏まえるとともに、文化庁や神奈川県教育委員会等の関係機関との連携、小田原市文化財保護委員会等の有識者からの意見聴取等を行い、慎重かつ適切に実施するものとする。

重点区域内での具体的な計画

- 清閑亭活用事業（令和3年度～令和12年度）
- 皆春荘整備活用事業（令和3年度～令和12年度）
- 旧松本剛吉別邸整備活用事業（令和3年度～令和12年度）
- 小田原文学館（本館・別館）整備活用事業（令和3年度～令和12年度）

（3）文化財の保存活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内にある小田原市郷土文化館では、郷土にある豊富な資料を収集し、その保管と保存を図るとともに、資料の展示公開や調査研究等を行っている。また、小田原市郷土文化館の分館である松永記念館でも収蔵品の展示を行っている。これらの施設については今後とも展示やイベント等で活用していくとともに、必要に応じて修理等の施設整備や情報発信力の強化を図るものとする。加えて、本市が所有し、現在NPO法人に管理を委託している清閑亭については、史跡の回遊拠点や歴史的風致の維持向上を図る施設として活用していくため、NPO法人等との連携のもと、施設の維持管理や活用のための措置を図っていく。

また、本市では小田原の地場産業をなりわいとする店舗や工場について、事業者の協力のもと街かど博物館として広く公開している。現在17館ある博物館のうち、15館が重点区域の中に含まれており、今後も展示や体験等を通じた小田原の歴史的魅力の発信や市民と来訪者が歴史的風致に親しめる環境づくりに必要な支援策を講じる。

合わせて、平成13年（2001）に旧網問屋を再整備した小田原宿なりわい交流館（旧角吉）についても、市民や観光客の交流拠点としてさらなる活用を図っていく。

このほか、これまでも文化財等の案内板や説明板等の設置をしてきたところではあるが、一部には老朽化などの問題も生じていることから、適宜必要な整備を進めていく。

重点区域内での具体的な計画

- 街かど博物館活用事業（令和3年度～令和12年度）
- 小田原宿なりわい交流館整備活用事業（令和3年度～令和12年度）

（4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域は史跡小田原城跡を中心に、本町、南町などに旧城下町や旧東海道の宿場町といった歴史を感じさせるまち並みが残る一方、小田原駅や国道1号が近接しており、都市機能と歴史的環境の調和のとれたまち並み形成が求められる。

そこで、都市計画では、用途地域の種別に応じて高度地区を指定し建築物の高さを

規制し、景観計画では、小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道1号本町・南町地区を拠点型重点区域と位置づけ歴史的まち並みに配慮した規制誘導を行っている。

今後は、板橋地区周辺など歴史的まち並み環境が残る地区において、拠点型重点区域への指定の検討を進めるなど、文化財の周辺環境の保全を図っていく。

重点区域内での具体的な計画

- 景観計画重点区域等における景観形成修景費補助事業（令和3年度～令和12年度）
- 重点区域における街なみ環境の向上（令和3年度～令和12年度）
- 旧保健福祉事務所跡地活用事業（令和3年度～令和12年度）

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内においては、特に木造の建造物が数多く存在することから、消防組織と連携した防災に対する予防啓発活動が非常に重要である。従って、史跡小田原城跡内の小田原城天守閣や、小田原文学館、松永記念館、宗福院地藏堂等、重点区域内の主要な文化財において、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせて消火訓練や防火指導を実施し、所有者、市民等の文化財に対する防災意識の向上を図っていく。

また、清閑亭や松永記念館等、防犯カメラの設置を進めてきた経緯はあるが、防犯設備の整備に努め、所有者の防犯に対する意識向上を図る。

さらに今後は、地震や風水害による被災にも迅速に対応するため、文化財を所有する関係所管や、県や近隣市町との連携を図りながら、被災した場合の文化財の救出体制の整備に努める。

重点区域内での具体的な計画

- 指定文化財等建造物保存・公開事業（令和3年度～令和12年度）

(6) 文化財の保存活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域における文化財について、普及・啓発を積極的に行い、文化財の周知を図り、保存活用を促していく。保存活用が進むことで本市の歴史的風致がさらに向上していくことが期待できる。

方策としては、文化財パンフレットの作成や市ホームページの充実化を図るとともに、発掘調査、整備工事現場や建造物修理現場での説明会を機会あるごとに実施し、文化財の公開に努めるとともに、郷土文化館や小田原城天守閣などの施設における企画展や講座などを通じて、市民が文化財に対して理解を深める機会の創出に努める。

今後も、より多くの人々が小田原の歴史、文化に対する認識を深めることができるよう、小田原の歴史的まち並みを回遊する際に活用できる案内板の整備や散策パンフ

レットの作成等を行い、歴史的まち並みに触れる人々の回遊性の向上を図る。

一方、まつばらじんじゃ松原神社やいがみじんじゃ居神神社、だいなりじんじゃ大稲荷神社等の神輿渡御などの伝統行事、おだわらばやし小田原囃子やことぶきししまい寿獅子舞などの民俗芸能など地域の歴史的風致を形成している活動などについては、後世に確実に継承されることを視野に、集客のためのPRに努める。

また、小田原提灯などの伝統的な工芸品の製作体験、おだわらばやし小田原囃子やたいりょうきやりうた大漁木遣唄等民俗芸能を体験できるワークショップの開催、伝統芸能に触れ合う機会を提供するなど、将来的な担い手育成も視野に入れた取組を進める。

このほか、担い手や技術の伝承など多くの人の関与が重要な小田原漆器などの伝統工芸については、その継承支援を行っている産地組合等、歴史的風致の維持向上に資する活動を行う団体に対して、その活動の継続に必要な支援を実施し、これら伝統工芸などの伝統文化の普及啓発を図る。

重点区域内での具体的な計画

- 観光イベント支援事業（令和3年度～令和12年度）
- 回遊性向上推進事業（令和3年度～令和12年度）
- 伝統的工芸品産業産地組合助成・地場産業PR支援事業（令和3年度～令和12年度）

（7）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域の大半は、戦国時代以来の小田原城と城下町を囲うそうがまえ総構により区画された府内の範囲と重複する。そのため、積層する小田原城および城下町の歴史を示す遺跡の存在が想定される。これらの遺跡は小田原の歴史を表出させる情報を有するものでもあることから、適切な対応を行うことで貴重な小田原の文化遺産として活用することができる。

しかし、現状では府内全体が文化財保護法により保護及び保全された遺跡に含まれているわけではないため、未周知の遺跡については機会を捉えて範囲の変更増補を行い、文化財保護法による保護及び保全に努めていかななくてはならない。小田原城に関する遺跡には、国指定の史跡となっている部分も多いため、今後、国指定の史跡に相当する遺跡が確認される可能性もある。国指定の史跡に対しては、文化財保護法による強い制約が生じるため、地権者等の理解を得ながら、周知と説明を行っていくことは不可欠である。

いたばし板橋地区及びはやかわ早川地区にもそれぞれの地域の成り立ちを示す重要な遺跡が存在するため、これら該当箇所では歴史的風致の維持向上に関する事業を実施する場合には、埋蔵文化財の価値を損なわないよう十分な調査を行うものとする。

重点区域内での具体的な計画

○史跡^{おだわらじょうあと}小田原城跡保存活用・整備事業（令和3年度～令和12年度）

（8）各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域では、文化財の保存活用に取り組む NPO 法人等の団体が活動を展開している。これらの団体が文化財の保存活用主体的に関わっていただけるよう情報提供等の支援を行うとともに、団体間で交流できる機会を提供する等、文化財の保存活用に向けた体制づくりが重要である。一例では、平成18年（2006）から重点区域内の保存会を含む市内23の祭囃子にかかる保存会により、^{おだわらまつりばやし}小田原祭囃子連絡協議会が結成され、相互の情報交換や、協力し合つての後継者育成指導、発表の場の創出をすることで、保存と活用が図られている。今後も、各種団体との連携をはかり、個々の実情と課題を踏まえ、活動の継承のための支援の方策も検討していく。

また、本市に数多くある文化財の保存活用を行政だけで担うことは限界があることから、市民が主体となって本市の文化財を総合的に把握し、それを活用し育成する仕組みを検討し、本市全体で歴史的風致を維持向上させる体制づくりを進める。

本市の生涯学習センターけやきで実施されているおだわら市民学校は、様々なまちづくりの課題解決を担う人材の育成に努めており、その一環として官民が協力し合う中で、無形の民俗文化財などの後継者育成の場となることも期待される。

重点区域内での具体的な計画

- 伝統行事・民俗芸能等保存継承事業（令和3年度～令和12年度）
- 職人育成等推進事業（令和3年度～令和12年度）

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

『小田原市歴史的風致維持向上計画（第1期）』では、歴史的風致の核となる建造物の保存活用について、歴史的風致形成建造物の指定、歴史的建造物の有効活用の促進と整備、銀座・竹の花周辺地区やかまぼこ通り周辺地区の修景整備等によるまち並み環境の向上、職人育成研修等推進事業など、歴史的風致の維持向上に取り組んできた。その結果、小田原城や市内の歴史的建造物の入館者数は計画策定当初より増加している。

本計画では、『小田原市歴史的風致維持向上計画（第1期）』で推進してきた歴史的風致形成建造物等の保存活用を促す事業を実施するとともに、歴史的風致を醸し出すまち並みの環境整備を図る。また、市内における未指定の文化財について現況調査に努めるほか、担い手の育成のための事業の実施を図る。さらに、『小田原市歴史的風致維持向上計画（第1期）』で推進してきたかまぼこ通り周辺地区の歴史まちづくりに加え、板橋・南町いたばし みなみちょうにおける事業の推進を図る。

本計画における歴史的風致維持向上施設の整備及び管理等は、歴史的風致の核となる建造物の保存活用、歴史的風致の残る街なみの環境整備、歴史・伝統を反映した人々の活動等を支援する事業を通じて実施する。

歴史的風致維持向上施設の整備にあたっては、当該施設やその周辺の歴史的背景を十分に考慮し、周辺景観に配慮した整備を行う。整備した施設は、積極的に公開し活用することで、歴史的風致の維持向上を図る。検討にあたっては、小田原市歴史まちづくり協議会からの意見を踏まえるとともに、周辺環境に応じた整備を図るため景観評価員との協議調整を図り、地域に即した質の高い整備を目指す。また、施設の特性を踏まえ、必要に応じて文化財保護委員会の助言を求め、歴史文化に配慮した整備を図る。

歴史的風致維持向上施設の管理にあたっては、当該施設の所有者や管理者、地域住民、行政関係各課と丁寧な協議調整を図り、一体となっていくものとする。

上記の考え方に基づき、本計画期間内に実施する事業を次頁に示す。

(1) 歴史的風致の核となる建造物の保存活用に関する事業

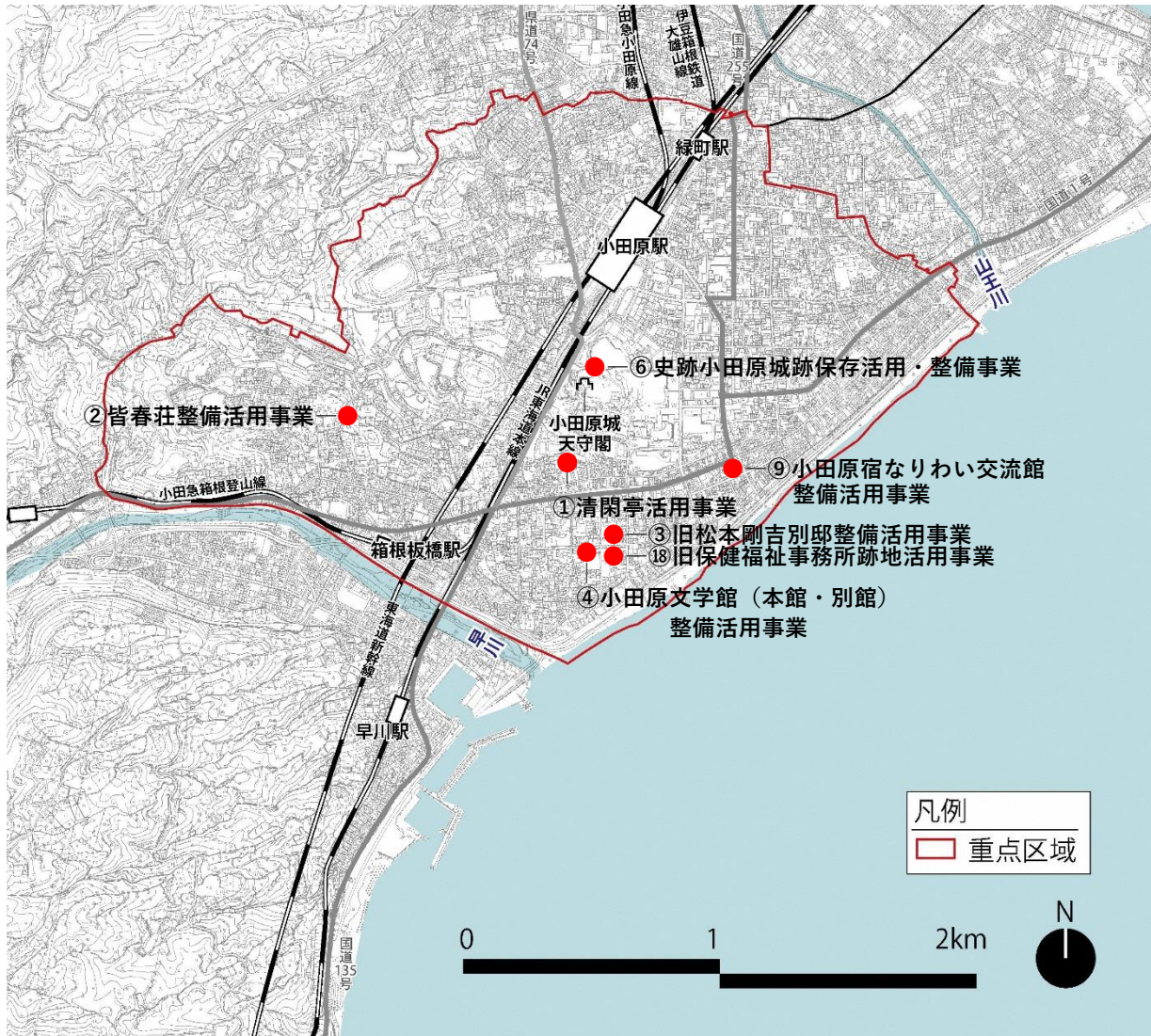
- ①清閑亭^{せいかんてい}活用事業
- ②皆春荘^{かいしゅんそう}整備活用事業
- ③旧松本剛吉別邸^{きゅうまつもとごうきちべつてい}整備活用事業
- ④小田原文学館^{おだわらぶんがくかん}（本館^{ほんかん}・別館^{べつかん}）整備活用事業
- ⑤歴史的風致形成建造物整備活用事業
- ⑥史跡小田原城^{おだわらじょうあと}跡保存活用・整備事業
- ⑦指定文化財等建造物保存・公開事業
- ⑧街かど博物館活用事業
- ⑨小田原宿なりわい交流館整備活用事業

(2) 歴史的風致の残る街なみの環境整備に関する事業

- ⑩景観計画重点区域等における景観形成修景費補助事業
- ⑪重点区域における街なみ環境の向上
- ⑬旧保健福祉事務所跡地活用事業

(3) 歴史・伝統を反映した人々の活動に関する事業

- ⑫文化財の総合的把握・保存活用事業
- ⑬伝統行事・民俗芸能等保存継承事業
- ⑭観光イベント支援事業
- ⑮回遊性向上推進事業
- ⑯伝統的工芸品産業産地組合助成・地場産業PR支援事業
- ⑰職人育成等推進事業



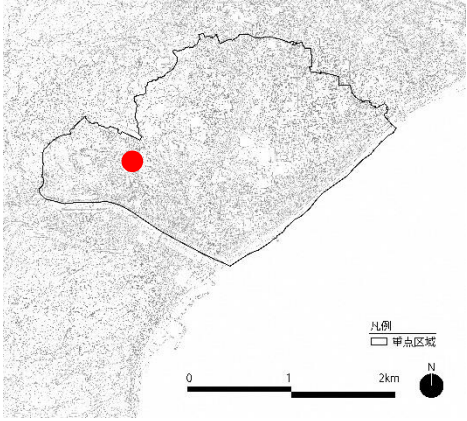

- 重点区域内での事業
- ⑤歴史的風致形成建造物整備活用事業
- ⑩景観計画重点区域等における景観形成修景費補助事業
- ⑪重点区域における街なみ環境の向上
- ⑭観光イベント支援事業
- ⑮回遊性向上推進事業
- ⑯伝統的工芸品産業産地組合助成・地場産業PR支援事業
- ⑰職人育成等推進事業
- 市内全域での事業
- ⑦指定文化財等建造物保存・公開事業
- ⑧街かど博物館活用事業
- ⑫文化財の総合的把握・保存活用事業
- ⑬伝統行事・民俗芸能等保存継承事業

6-1 事業の位置

2 事業

(1) 歴史的風致の核となる建造物の保存活用に関する事業

事業名	①清閑亭活用事業	
事業主体	小田原市、民間	
事業手法	市単独事業	
事業期間	令和3年度～令和12年度	
事業位置	南町一丁目	
事業概要	<p>清閑亭を、歴史・文化と自然に恵まれた小田原の豊かな暮らしを体感できる施設として、民間事業者等と連携し、魅力的な活用を進める。</p>	 <p style="text-align: center;">清閑亭</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>清閑亭を、官民連携で利活用を進めることにより、多くの市民や観光客に周知が図られ、近代の別邸に触れる機会が増加することから、板橋と南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

事業名	②皆春荘整備活用事業	
事業主体	小田原市、民間	
事業手法	社会資本整備総合交付金事業(街なみ環境整備事業)(令和3～8年度) 市単独事業	
事業期間	令和3年度～令和12年度	
事業位置	板橋	 <p>凡例 □ 甲点区域 0 1 2km N</p>
事業概要	<p>皆春荘を、小田原の別邸文化を伝える施設として保全するとともに、板橋散策のレストスペースとして、魅力向上のための整備を進める。また、市民や観光客が別邸文化に触れることのできる環境を整えるため、民間団体等と連携した利活用を推進する。</p>	 <p>皆春荘</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>皆春荘の保全及び利活用を進め、レストスペースとして整備することで皆春荘の魅力が高まり、多くの市民や観光客が来訪し、板橋界隈の回遊性が高まることが期待されることから、板橋と南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

事業名	③旧松本剛吉別邸整備活用事業	
事業主体	小田原市、民間	
事業手法	社会資本整備総合交付金事業(街なみ環境整備事業)(令和3～8年度) 市単独事業	
事業期間	令和3年度～令和12年度	
事業位置	南町二丁目	
事業概要	<p>旧松本剛吉別邸を、小田原の別邸文化を伝える施設として保全するとともに、観光交流拠点として、魅力向上のための整備を進める。また、現存する茶室等を活用し、市民や観光客が別邸文化に触れることのできる環境を整えるため、民間団体等と連携した利活用を推進する。</p>	 <p>旧松本剛吉別邸（茶室：雨香亭）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>旧松本剛吉別邸の保全及び利活用を進め、観光交流拠点として整備することで、旧松本剛吉別邸の魅力が高まり、小田原城周辺からかまぼこ通り周辺、板橋、早川などの回遊性が高まることが期待されることから、板橋と南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

事業名	④小田原文学館（本館・別館）整備活用事業	
事業主体	小田原市	
事業手法	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）（令和4～8年度） 市単独事業	
事業期間	令和3年度～令和12年度	
事業位置	南町二丁目	
事業概要	<p>小田原文学館に付随する庭園の修景整備等を行うことにより建造物と一体的に歴史的風致形成建造物としての魅力を高める。</p>	 <p style="text-align: center;">小田原文学館本館</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>小田原文学館本館の洋風庭園と別館の和風庭園の修景整備等を行うことにより、建造物と一体的に市民や観光客が近代別邸に触れることができる環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、板橋と南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

事業名	⑤歴史的風致形成建造物整備活用事業
事業主体	小田原市
事業手法	社会資本整備総合交付金事業(街なみ環境整備事業)(令和3～8年度) 市単独事業
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	重点区域内
事業概要	歴史的風致形成建造物の指定の方針に基づき、歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定し、建造物の修理及び復原に対する費用を助成する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致形成建造物への指定、修理及び復原に対する助成を行うことにより、歴史的建造物の整備と活用が促され、良好な市街地環境の形成が期待できることから、重点区域における歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	⑥史跡小田原城跡保存活用・整備事業
事業主体	小田原市
事業手法	御用米曲輪整備事業：史跡等保存整備費補助金、市町村事業推進交付金 史跡用地取得事業：史跡等購入費補助金、市町村事業推進交付金
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	史跡小田原城跡 
事業概要	<p>史跡小田原城跡を確実に保存し、未来に伝えるための基本方針として令和3年（2021）策定の『史跡小田原城跡保存活用計画』に基づき、小田原城址公園を中心とする本丸・二の丸や八幡山古郭・総構等の保存・活用・整備を図る。</p> <p>御用米曲輪の土塁の復元や蔵跡の平面表示、平場部分への遊歩道設置等の整備が終了した部分から順次一般公開を行う。</p> <p>史跡指定地内の地権者からの申し出の機会を捉え、史跡用地の買い取りを進め、順次活用と整備を行う。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>史跡小田原城跡は、本市の歴史・文化・伝統を継承するシンボルである。土塁の復元等の整備を行い、以前の姿へと戻った御用米曲輪を公開することや、小田原城を中心に八幡山古郭・総構へ回遊する史跡散策を通じて、多くの市民や来訪者が小田原城や本市の歴史を体感し、より深く理解できることから、小田原旧城下町と祭礼にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	⑦指定文化財等建造物保存・公開事業
事業主体	小田原市、民間
事業手法	市単独事業
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>県及び市の指定文化財建造物の所有者に対し管理奨励金を支出するとともに、修繕が必要な場合に補助し、修繕の指導及び助言をすることで、保存と管理の支援を図る。</p> <p>県及び市の指定文化財の建造物や国の登録有形文化財、小田原ゆかりの優れた建造物などの見学会や観覧会を NPO 法人等との連携を図りながら実施する。</p> <p>また、防犯カメラの設置等防犯設備の整備等を促し、所有者の防犯に対する意識向上を図る。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>所有者への管理奨励金や修繕の補助を通して、指定文化財等建造物の適切な保存及び管理ができるため、全ての歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> <p>また、指定文化財等建造物の見学会や観覧会により、個々の建造物の文化財としての価値の周知だけでなく、重点区域を中心とした回遊性向上を図る中で歴史的風致の魅力を発信でき、歴史的風致を大切にする市民等の関心が高まることが期待されることから、主に板橋と南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>



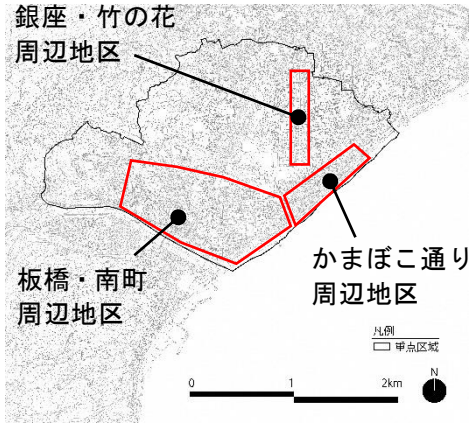

文化財建造物保存・公開事業
(春の見学会の様子)

事業名	⑧街かど博物館活用事業	
事業主体	小田原市	
事業手法	市単独事業	
事業期間	令和3年度～令和12年度	
事業位置	市内全域	
事業概要	<p>地域に根差した店舗等を街かど博物館として認定して一般公開するとともに、街の歴史や魅力を知ってもらうことを目的とした体験教室やまち歩きツアーなどの事業を実施する街かど博物館館長連絡協議会の活動を支援する。</p>	 <p>まち歩きツアーの様子 (濟生堂薬局小西本店)</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>街かど博物館に設置した展示物や店主との会話、ものづくり体験等を通じて、小田原に古くから栄えた産業文化について多くの市民や観光客に周知し、地域の伝統文化継承への意識を高めることで、全ての歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

事業名	⑨小田原宿なりわい交流館整備活用事業	
事業主体	小田原市	
事業手法	社会資本整備総合交付金事業(街なみ環境整備事業)(令和4～6年度) 市単独事業	
事業期間	令和3年度～令和12年度	
事業位置	本町三丁目	
事業概要	<p>昭和7年(1932)に建設された旧網問屋を、誰でも立ち寄れる休憩所として、また小田原の地場産業に関する情報発信の場として整備し、市民や観光客へ無料で提供している。官民連携により誘客及び回遊拠点としての機能と魅力を高めるため、耐震補強を含めた再整備を行う。</p>	 <p style="text-align: center;">小田原宿なりわい交流館</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>旧城下町とその周辺で暮らす人々の歴史や伝統に根差した地場産業や生活の一部などを、施設での展示やイベント開催等を通じて情報発信することで、市民や観光客が小田原の歴史と伝統を再認識し、主に旧千度小路周辺と早川の水産業にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

(2) 歴史的風致の残る街なみの環境整備に関する事業

事業名	⑩景観計画重点区域等における景観形成修景費補助事業
事業主体	小田原市
事業手法	社会資本整備総合交付金事業(街なみ環境整備事業)(令和3～8年度) 市単独事業
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	<p>拠点型重点区域及び当該重点区域の移行に取り組む地域</p> 
事業概要	<p>景観計画における3つの拠点型重点区域(小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道1号本町・南町地区)又は当該区域への移行に取り組む地域(かまぼこ通り地区等)において、景観形成の方針に基づく景観修景に対する助成等を行うことで、潤いとやすらぎのある景観や歴史的資源を活用した落ち着いた風格がある景観の形成を促進させる。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域内に位置し、旧城下町や旧街道筋を含む景観計画における3つの拠点型重点区域や当該重点区域への移行に取り組む地域等において、歴史的、文化的なまち並み景観の形成を促進することで、重点区域における歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	①重点区域における街なみ環境の向上
事業主体	小田原市、民間
事業手法	都市構造再編集中支援事業（令和3年度～5年度） 市単独事業
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	<p>かまぼこ通り周辺地区、銀座・竹の花周辺地区、板橋・南町周辺地区</p> 
事業概要	<p>かまぼこ通り周辺地区、銀座・竹の花周辺地区、板橋・南町周辺地区においては、歴史まちづくりの機運が高まってきていることから、地区住民等とともに『小田原市景観計画』や『歴史的建造物利活用エリアコーディネートプラン』を踏まえ、ハード及びソフト事業を展開していき、地区の街なみ環境の向上に取り組む。</p>  <p style="text-align: center;">かまぼこ通り</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>当該地区において、地区住民等とともに『小田原市景観計画』や『歴史的建造物利活用エリアコーディネートプラン』を踏まえた街なみ環境の向上に資する取組を推進することで、良好な市街地環境の形成が期待できることから、重点区域における歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

(3) 歴史・伝統を反映した人々の活動に関する事業

事業名	⑫文化財の総合的把握・保存活用事業
事業主体	小田原市、民間
事業手法	市単独事業
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	市内全域
事業概要	指定文化財には至らないものの、地域にとって宝ともいえる文化財について、官民で協力しながら総合的に把握する仕組みを構築するとともに、必要な資料調査を実施する。また、これを踏まえつつ、『小田原市文化財保存活用地域計画』の策定に取り組む。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	文化財を総合的に把握する仕組みを構築することで、文化財の効果的な保存と活用を図ることができる。また、市民も参加しての仕組みとすることで、調査に関わる市民が小田原の歴史や文化への認識を深める機会となる。加えて、それら新たに価値づけされた文化財を活用するばかりでなく、保存活用に携わる団体や個人を育成していくことで、全市において市民とともに質の高い歴史まちづくりが展開されることとなるため、全ての歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	⑬伝統行事・民俗芸能等保存継承事業
事業主体	小田原市、民間
事業手法	市単独事業
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>本市を特徴づける神社の祭礼等伝統的な行事の認知度を高める情報発信に努めるほか、必要に応じて学識経験者等の指導や助言を得ながら、神輿や山車の現況調査を進め、祭礼を支える用具類の維持を支援していく手立てを検討する。</p> <p>市内各地で継承されている小田原囃子の無形の民俗文化財としての価値を明らかにし、市の文化財指定に向けての研究を進める。</p> <p>民俗芸能の保存活動団体に対し、活動の周知や後継者育成のための発表会など普及啓発や保存の取組を支援する。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的風致を構成している祭礼など伝統的な行事や民俗芸能は、次世代の担い手不足や、祭礼を支える用具類の老朽化が懸念されていることから、保存活動団体の担い手育成や普及啓発などの取組を支援することで、全ての歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>




後継者育成発表会の様子
(相模人形芝居(下中座))


事業名	⑭観光イベント支援事業
事業主体	小田原市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>本市最大の観光イベントである小田原北條五代祭りや小田原ちようちんまつりなどの観光イベントを主催する(一社)小田原市観光協会を支援し、安定したイベント開催の実現を図る。</p> <p>観光イベントでは、コンテンツの一つとして神輿の渡御や小田原囃子などの伝統的な活動が披露される。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>観光イベントを通じて、多くの市民、来訪者に対して、神輿の渡御や小田原囃子などの伝統的な活動の魅力が伝わり、継承への意識が高まることで、小田原旧城下町と祭礼にみる歴史的風致をはじめとする歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>



小田原北條五代祭り

事業名	⑮回遊性向上推進事業	
事業主体	小田原市	
事業手法	社会資本整備総合交付金事業(街なみ環境整備事業)(令和3～8年度) 市単独事業	
事業期間	令和3年度～令和12年度	
事業位置	重点区域内	
事業概要	<p>歴史的建造物などへの案内板等の整備により、市民や来訪者の回遊性を高める。</p> <p>あわせて、歴史的建造物等の情報、史実等のストーリーや回遊ルート等を紹介する散策マップを作成する。</p>	 <p style="text-align: center;">案内板</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	案内板等の整備及び散策マップの作成により、歴史的風致を巡るネットワークが形成される。これにより、回遊性が向上し、多くの市民や来訪者が歴史的風致に触れる機会が増え、小田原固有の歴史を継承する意識の醸成が期待できることから、重点区域における歴史的風致の維持向上に寄与する。	

事業名	⑩伝統的工芸品産業産地組合助成・地場産業PR支援事業	
事業主体	小田原市	
事業手法	市単独事業	
事業期間	令和3年度～令和12年度	
事業位置	市内全域	
事業概要	<p>伝統的工芸品産業産地組合助成事業では、小田原箱根伝統寄木協同組合が行う後継者・従事者研修事業及び需要開拓事業に対して助成を行う。</p> <p>また、地場産業PR支援事業では、小田原・箱根地域の木製品産業における技術の向上及び販路開拓、情報発信を目的に、実行委員会が隔年で開催するイベントである小田原・箱根「木・技・匠」の祭典等に対し補助を行う。</p>	 <p data-bbox="965 860 1362 891">小田原・箱根「木・技・匠」の祭典</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>木工業に係る伝統的な技術の継承を促すことで新たな担い手の確保及び育成や、イベント等を通じた情報発信により、伝統的産業に対する市民の意識の醸成が期待されることから、早川周辺の木工業にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

事業名	⑰職人育成等推進事業
事業主体	小田原市・民間
事業手法	都市構造再編集中支援事業（令和3年度～5年度） 市単独事業
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	重点区域内
事業概要	<p>NPO 団体や歴史的建造物の所有者等と連携し、歴史的建造物の保全やまち並み環境の形成を図るとともに、伝統工法に通じた職人の育成を促進する。</p>  <p style="text-align: center;">腰壁の木質化修復実習の様子</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>伝統工法を継承する職人を育成し、その事業を周知することで、さらなる職人の育成に繋がるとともに、歴史的建造物の保全やまち並みの形成が図られることから、重点区域における歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	⑱旧保健福祉事務所跡地活用事業	
事業主体	小田原市	
事業手法	市単独事業	
事業期間	令和3年度～令和12年度	
事業位置	南町二丁目	
事業概要	<p>旧保健福祉事務所跡地に多目的広場と駐車場(小田原文学館及び旧松本剛吉別邸)を整備する。</p> <p>将来的に西海子小路周辺の歴史的風致の魅力を高める歴史、文化等の情報発信や回遊性の向上に寄与する施設を整備する。</p>	 <p style="text-align: center;">旧保健福祉事務所跡地</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>旧保健福祉事務所跡地に多目的広場と駐車場を整備することにより、西海子小路周辺の歴史的風致形成建造物を訪れる観光客等の利便性を高めるとともに、周辺地域の回遊性の向上が図られ、板橋と南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市は、これまで文化財保護法及び神奈川県や本市の文化財保護条例に加え、小田原ゆかりの優れた建造物保存要綱といった独自の取組により歴史的建造物の保存活用を図ってきた。

また、『小田原市歴史的風致維持向上計画（第1期）』により、重点区域における歴史的風致の維持向上を図るうえで必要かつ重要な建造物を歴史的風致形成建造物として12件指定し、保存活用を推進してきた。

『小田原市歴史的風致維持向上計画（第1期）』において歴史的風致形成建造物に指定した建造物については、原則、本計画においても指定するとともに、その他の歴史的風致の維持向上を図るうえで必要かつ重要である新たな建造物についても指定する。

2 歴史的風致形成建造物の指定要件

次の指定基準及び指定対象に該当するものを歴史的風致形成建造物として指定する。

■指定基準

本計画の重点区域内に立地する築50年以上の建造物であり、次のいずれかに該当するもの

- ① 歴史的風致を形成する活動の拠点となるもの
- ② 歴史的風致を形成する市街地環境の維持向上に寄与すると認められるもの
- ③ その他歴史的風致の維持向上に寄与すると認められるもの

■指定対象

次のいずれかに該当するもの

- ① 神奈川県文化財保護条例（昭和30年条例第13号）第4条第1項の規定に基づく神奈川県指定重要文化財
- ② 小田原市文化財保護条例（昭和29年条例第13号）第3条の規定に基づく小田原市指定重要文化財
- ③ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項の規定に基づく国の登録有形文化財
- ④ 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく景観重要建造物及び景観重要公共施設
- ⑤ 小田原ゆかりの優れた建造物保存要綱に基づく小田原ゆかりの優れた建造物
- ⑥ その他本市の歴史的風致を形成するものとして特に市長が必要と認める建造物

3 歴史的風致形成建造物*1

7-1 指定一覧

No.	名称	写真	所在地	所有者	築年	指定番号 指定年月日	その他の 指定等	関連する* 歴史的風致
1	<u>小田原宿 なりわい 交流館 (旧角吉)</u>		本町	小田原市	昭和7年 (1932)	指定番号1 令和3年 6月4日	国の登録 有形文化財	②
2	<u>nico cafe (青木家 住宅)</u>		栄町	民間	昭和3年 (1928)	指定番号2 令和3年 6月4日	—	①
3	<u>江嶋</u>		栄町	民間	昭和3年 (1928)	指定番号3 令和3年 6月4日	—	①
4	<u>籠清</u>		本町	民間	大正13年 (1924)	指定番号4 令和3年 6月4日	—	②
5	<u>松永記念館</u> *2 本館、 収蔵庫、老 櫓荘、葉雨 庵、無住 庵、庭園 (土堀含む)		板橋	小田原市	昭和34年 (1959) 等	指定番号5 令和3年 6月4日	国の登録 有形文化財 (一部)	③
6	<u>清閑亭</u> *2 主屋、 庭園		南町	小田原市	大正初期	指定番号6 令和3年 6月4日	国の登録 有形文化財	③

*1 『小田原市歴史的風致維持向上計画（第1期）』で指定した物件は名称に下線を引いて示す

*2 歴史的風致形成建造物を構成する建造物を示す

No.	名称	写真	所在地	所有者	築年	指定番号 指定年月日	その他の 指定等	関連する* 歴史的風致
7	<u>小田原 文学館</u> *2 本館、 別館（白 秋童謡 館）、本館 及び別館 の庭園		南町	小田原市	昭和 12 年 (1937) 等	指定番号 7 令和 3 年 6 月 4 日	国の登録 有形文化財	③
8	<u>旧松本剛吉 別邸</u> *2 主屋、 雨香亭、 待合、土 蔵、庭園		南町	小田原市	大正 12 年 (1923) 以前	指定番号 8 令和 3 年 6 月 4 日	—	③
9	<u>皆春荘</u> *2 主屋、 門、庭園		板橋	小田原市	明治 40 年 (1907) 頃	指定番号 9 令和 3 年 6 月 4 日	—	③
10	<u>旧内野 醤油店</u> *2 店舗兼 主屋、店 蔵、文庫 蔵、新座 敷、工場、 穀蔵、稲荷 社、表塀		板橋	小田原市	明治 36 年 (1903) 等	指定番号 10 令和 3 年 6 月 4 日	国の登録 有形文化財	③
11	<u>えじまや (旧江嶋屋 陶器店)</u>		南町	民間	大正 12 年 (1923)	指定番号 11 令和 3 年 6 月 4 日	—	③
12	済生堂薬局 小西本店		本町	民間	大正 14 年 (1925) 頃	指定番号 12 令和 4 年 2 月 8 日	国の登録 有形文化財	①
13	だるま 料理店		本町	民間	大正 15 年 (1926)	指定番号 13 令和 4 年 2 月 8 日	国の登録 有形文化財	①

*1 『小田原市歴史的風致維持向上計画（第1期）』で指定した物件は名称に下線を引いて示す

*2 歴史的風致形成建造物を構成する建造物を示す

No.	名称	写真	所在地	所有者	築年	指定番号 指定年月日	その他の 指定等	関連する* 歴史的風致
14	早瀬幸八 商店		浜町	民間	昭和 26 年 (1951)	指定番号14 令和 4 年 2 月 8 日	—	②
15	TEA FACTORY 如春園 (旧下田 豆腐店)		板橋	民間	昭和初期	指定番号15 令和 4 年 2 月 8 日	—	③
16	旧豊島家 住宅		栄町	小田原市	昭和 16 年 (1941)	指定番号16 令和 5 年 6 月 6 日	国の登録 有形文化財	①

*関連する歴史的風致の凡例

- 歴史的風致① 小田原旧城下町と祭礼にみる歴史的風致
- 歴史的風致② 旧千度小路周辺と早川の水産業にみる歴史的風致
- 歴史的風致③ 板橋と南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致
- 歴史的風致④ 早川周辺と木工業にみる歴史的風致
- 歴史的風致⑤ 曾我の梅栽培にみる歴史的風致
- 歴史的風致⑥ 箱根外輪山東麓の柑橘栽培にみる歴史的風致
- 歴史的風致⑦ 栢山と報徳仕法の継承にみる歴史的風致

4 歴史的風致形成建造物の指定候補

7-2 指定候補一覧

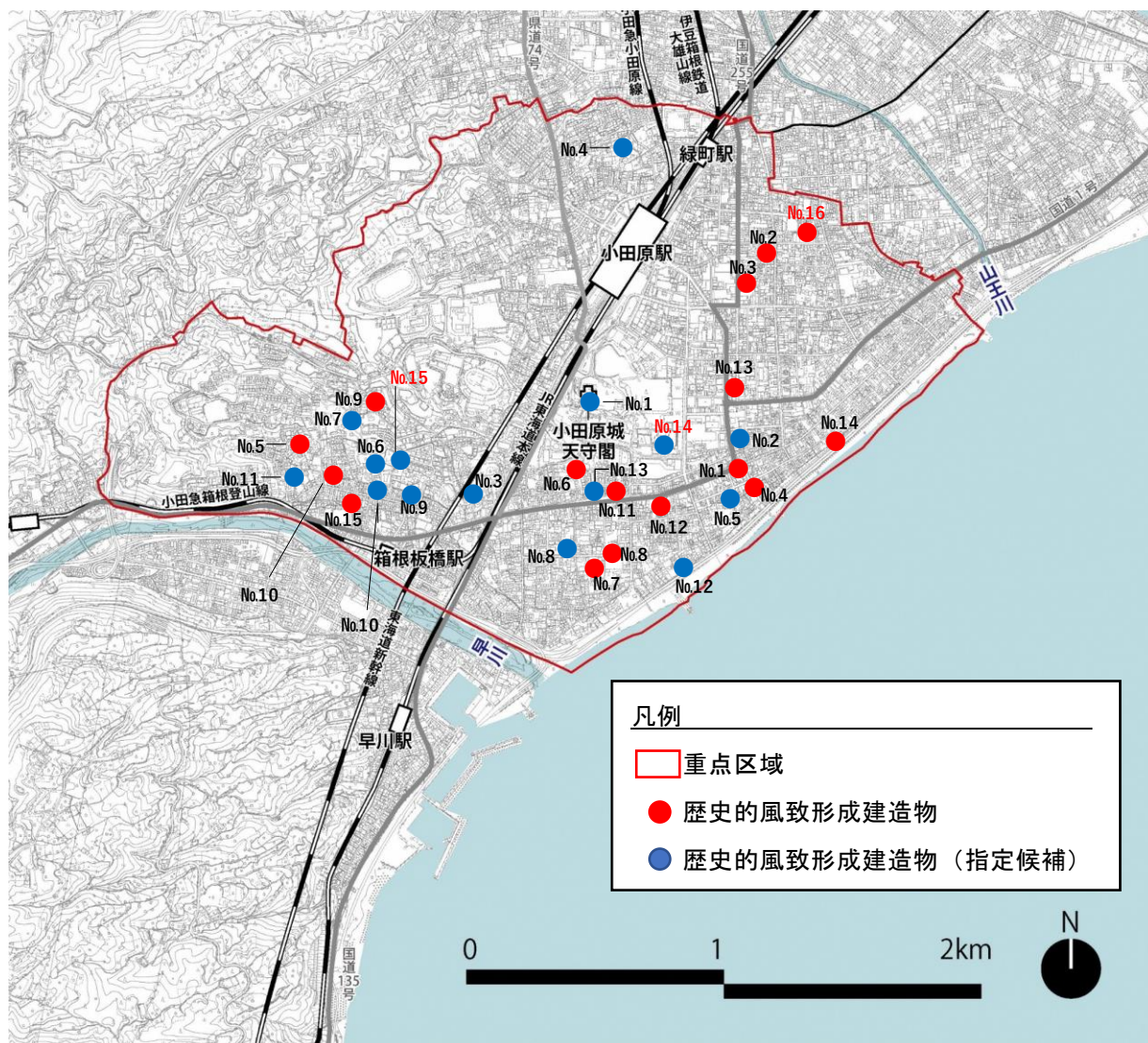
No.	名称	写真	所在地	所有者	築年	指定等区分	関連する*歴史的風致
1	小田原城 天守閣		城内	小田原市	昭和 35 年 (1960)	—	①
2	松原神社		本町	民間	昭和 4 年 (1929)	—	①
3	居神神社		城山	民間	明治 12 年 (1879) 等	—	①
4	大稲荷 神社		城山	民間	嘉永 4 年 (1851) 頃	—	①
5	旧鈴廣 本町店		本町	民間	昭和 27 年 (1952)	—	②
6	古稀庵 の庭園		板橋	民間	明治 40 年 (1907)	—	③
7	共寿亭		板橋	民間	大正 9 年 (1920)	国の登録 有形文化財 小田原 ゆかりの 優れた 建造物	③

No.	名称	写真	所在地	所有者	築年	指定等 区分	関連する* 歴史的風致
8	静山荘		南町	民間	昭和 14 年 (1939)	小田原 ゆかりの 優れた 建造物	③
9	廣瀬畳店		板橋	民間	昭和 2 年 (1927)	—	③
10	津田家の蔵		板橋	民間	明治 3 年 (1870)	—	③
11	宗福院 地藏堂		板橋	民間	明治 8 年 (1875)	県指定 文化財	③
12	正恩寺		南町	民間	寛政 5 年 (1793) 頃	市指定 文化財 (一部)	③
13	柳屋 ベーカリー		南町	民間	昭和 6 年 (1931)	—	①
14	二の丸 観光案内所		城内	小田原市	昭和 8 年 (1933)	—	①
15	三淵邸・ 甘柑荘		板橋	民間	昭和 11 年 (1936)	—	③

***関連する歴史的風致の凡例**

- 歴史的風致① 小田原旧城下町と祭礼にみる歴史的風致
- 歴史的風致② 旧千度小路周辺と早川の水産業にみる歴史的風致
- 歴史的風致③ 板橋と南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致
- 歴史的風致④ 早川周辺と木工業にみる歴史的風致
- 歴史的風致⑤ 曾我の梅栽培にみる歴史的風致
- 歴史的風致⑥ 箱根外輪山東麓の柑橘栽培にみる歴史的風致
- 歴史的風致⑦ 栢山と報徳仕法の継承にみる歴史的風致

5 位置図



7-3 歴史的風致形成建造物（指定候補を含む）の位置図

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、文化財保護法や景観法等の他の法令・条例に基づき指定等がなされている建造物については、その個別の法令等に基づき適正に維持・管理する。その他の建造物についても、その価値に基づき適正に維持・管理する。

また、歴史的風致形成建造物は、地域の歴史的風致を形成する主要な要素であることから、積極的な公開、活用を図ることにより歴史的風致の維持向上に寄与することが期待される。公開にあたっては、外部のみだけでなく可能な限り内部の公開に努めることとするが、所有者等の生活や活動の場を阻害することのないよう十分に協議し実施する。

さらに、歴史的風致形成建造物の建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や装置の記録・保存・管理を行う。

歴史的風致形成建造物の維持・管理にあたって NPO 法人等のまちづくりに係る団体が主体的に関わっている場合は、積極的に歴史的風致維持向上支援法人に指定し、連携して建造物の活用を図る。

2 既往制度の指定状況に応じた個別の事項

(1) 県及び市の指定文化財

県及び市の文化財として指定を受けているものは、神奈川県文化財保護条例または小田原市文化財保護条例に基づき、許可制度による現状変更行為の規制を行う。

具体的には、建造物の外観及び内部ともに現状保存を基本とし、維持・管理のための修理については、痕跡に基づく修理を原則とするとともに、周辺の歴史的風致の維持向上について、十分に配慮するものとする。

また、活用のために必要な防災上の措置等については、歴史的価値の保存に支障のない範囲で実施するものとする。

なお、民間が所有するものの修理等にあたっては、文化財に関わる補助制度等を活用して所有者等の負担の軽減に努めるとともに、関連する審議会などにより必要な技術的指導を行うものとする。

(2) 国の登録有形文化財

文化財保護法に基づく登録有形文化財は、主に外観の文化財的な価値を担保するために適切な維持・復原等を行うとともに、同法に基づく届出制度を活用し、現状変更の規制の範囲内において改修等に関する指導・助言を行う。

登録有形文化財は、歴史的風致の維持向上の観点から、登録有形文化財の外観を対象に、現状の維持・復原を基本とし、その内部においても歴史的価値の高いものは、所有者に対し保存に係る協力を求めるものとする。

(3) 景観重要建造物

景観法に定める景観重要建造物は、同法に基づく許可制度等を活用し、現状変更の規制及び改修等に関する指導・助言等を行う。

景観重要建造物は、歴史的風致の維持向上の観点から、建造物の外観を対象に、現状の維持を基本とし、その内部においても歴史的価値の高いものは、所有者に対し保存に係る協力を求めるものとする。

(4) その他保存活用の措置が必要な建造物

小田原ゆかりの優れた建造物及びその他歴史的風致を形成すると認められる建造物のうち、他法令による保護等の措置が講じられていない建造物については、調査を実施し、その価値を明らかにするとともに、文化財や景観重要建造物の指定等に努め、適切な維持・管理を促すものとする。これらの建造物は、歴史的風致の維持向上の観点から、建造物の外観を対象に、現状の維持及び保存を基本とし、必要に応じて復原を図る。

なお、国の登録有形文化財、景観重要建造物を含めこれら外観保存を基本とする建造物の修理等については、保存活用のために必要な部分的改修や復原も認め、内部についても活用のために必要な改修を認めるものとする。ただし、道路から通常望見される建造物の外観は、歴史的風致を形成する重要な要素であることから、その変更については十分な検討を行うこととし、特に増築が必要な場合は道路から望見されない部分で行うことを基本とする。

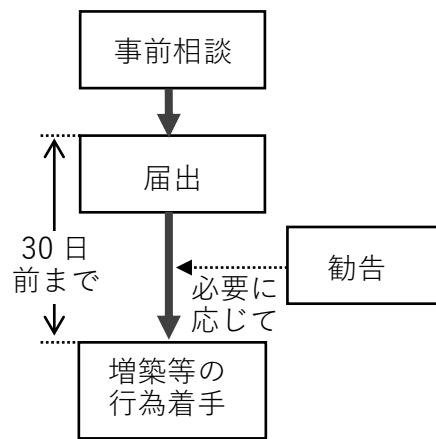
3 現状変更に伴う届出等の手続き

(1) 届出等の手続き

歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却をしようとする所有者は、歴史まちづくり法第15条第1項の規定に基づき、行為に着手する日の30日前までに市長に届け出なければならない。

現状変更を行う場合、所有者は市に事前の相談・協議を行い、市は現状変更の内容を事前に把握するとともに、適切な変更が行われるように指導する。

市は届出書の内容を確認し、適切な現状変更が行われていないと判断した場合は、必要に応じて所有者に対して勧告を行い、行為の是正に努める。



8-1 手続きの流れ

(2) 届出が不要な行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定に基づく届出が不要な行為については、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 神奈川県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく神奈川県指定重要文化財について、同条例第14条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第15条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合
- ② 小田原市文化財保護条例第3条の規定に基づく小田原市指定重要文化財について、同条例第10条の規定に基づく現状変更等の承認の申請を行った場合
- ③ 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ④ 景観法第19条第1項の規定に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項に基づく現状変更の許可の申請を行った場合

